令和６年３月橋本市議会定例会会議録（第２号）

令和６年３月４日（月）

議事日程第２号

令和６年３月４日（月）　　午前９時30分　開議

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　一　般　質　問

会議に付した事件

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　一　般　質　問

順番１　２番　板橋真弓君 …… 14

順番２　13番　田中和仁君 …… 25

順番３　14番　南出昌彦君 …… 32

順番４　15番　辻本　勉君 …… 43

順番５　10番　垣内憲一君 …… 47

順番６　11番　岡本安弘君 …… 52

順番７　12番　小林　弘君 …… 62

議員定数１８名

出席議員１８名

１番	**森下伸吾君**	２番	**板橋真弓君**
３番	**岡本喜好君**	４番	**梅本知江君**
５番	**阪本久代君**	６番	**髙本勝次君**
７番	**岡　弘悟君**	８番	**田中博晃君**
９番	**堀内和久君**	10番	**垣内憲一君**
11番	**岡本安弘君**	12番	**小林　弘君**
13番	**田中和仁君**	14番	**南出昌彦君**
15番	**辻本　勉君**	16番	**土井裕美子君**
17番	**石橋英和君**	18番	**中本正人君**

説明員職氏名

市長	**平木哲朗君**	副市長	**小原秀紀君**
教育長	**今田　実君**	総合政策部長	**土井加奈子君**
総務部長	**井上稔章君**	経済推進部長 農業委員会事務局長	**北岡慶久君**
健康福祉部長	**久保雅裕君**	危機管理監	**廣畑　浩君**
建設部長	**西前克彦君**	会計管理者	**大岡久子君**

上下水道部長	**堤　　健　君**	教育部長	**堀畑明秀君**
消防長	**永井智之君**	病院事務局長	**池之内正行君**
選挙管理委員会事務局長	**辻本昌亮君**	監査委員事務局長	**櫻井康雄君**
財政課長	**三浦康広君**	政策企画課長	**中岡勝則君**

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	**福井直記**	議会事務局次長	**笹山　　奨**
議事調査係長	**長谷川裕子**	書記	**諸田泰己**

（午前９時30分　開議）

○議長（森下伸吾君）おはようございます。

ただ今の出席議員は全員であります。

○議長（森下伸吾君）これより本日の会議を開きます。

この際、報告いたします。

市長から令和６年２月28日付、橋総第436号をもって追加議案４件が提出されました。議案はお手元に配付いたしております。これを今会期中にご審議願うことといたします。

以上で報告を終わります。

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（森下伸吾君）これより日程に入り、日程第１　会議録署名議員の指名　を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、４番　梅本君、15番　辻本君の２名を指名いたします。

日程第２　一般質問

○議長（森下伸吾君）日程第２　一般質問を行います。今回の一般質問の通告者は15人であります。

質問は会議規則第62条の規定により、別紙の順序により発言を許します。

順番１、２番　板橋君。

〔２番（板橋真弓君）登壇〕

○２番（板橋真弓君）皆さま、おはようございます。

今回の一般質問は、トップバッターということで、朝一番で大変緊張しておりますが、できるだけ笑顔で、元気いっぱい頑張ってまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただ今、議長のお許しを頂きましたので、質問に入らせていただきます。

今回は３項目ございます。

まず、１項目めは、ヤングケアラー支援強化事業について。

橋本市において、ヤングケアラー支援強化事業として、ヤングケアラーコーディネーターの配置をはじめ、教育現場へのアンケートであったり、当事者を招いての、福祉、介護、医療、教育等の関係機関職員、また、民生委員・児童委員、母子推進委員など地域の関係者への研修等の開催などでヤングケアラーの周知が広がり、ヤングケアラーに向けたＬＩＮＥ相談窓口の設置など支援体制づくりが進んできています。

一方、ヤングケアラー支援の難しい点は、ヤングケアラーの把握、本人に自覚がないなど発見するのも大変、見つけた後の支援で家庭に入ることを家族が納得してもらえないケースも多いといった課題があります。

これからの支援について、当局のお考えをお伺いします。

１、橋本市のヤングケアラーの現状把握と支援体制の進捗状況。

２、ＬＩＮＥ相談窓口の現状と課題。

３、これからの支援、教育と福祉の連携（教育現場から上がってくる場合、介護福祉現場から上がってくる場合）、家事支援や送迎サービスなどについてです。

４、キャリア相談支援について（進路や資格取得等についてのサポート）。

５番、外国語対応通訳派遣支援について、橋本市の外国籍の在住人数と外国語対応が必要な家庭の把握ということで、外国語対応が必要な家庭に対し、病院や行政手続きにおける通訳派遣等を行う自治体への財政支援の活用です。

続いて２項目めは、１か月児及び５歳児健康診査支援事業について。

乳幼児健康診査については、母子保健法により市町村において１歳６か月児及び３歳児に対する健康診査の実施が義務づけられています。また、乳児期の健康診査についても全国的に実施されている状況となっています。

こうした中で、国の令和５年度補正予算において、新たに１か月児及び５歳児に対する健康診査の費用を助成することで、出産後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制を整備するとしています。本市のお考えは。

１、本市の現状。

２、新規事業について。

最後は、三つ目、児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備についてということで、学校においては、児童生徒等が学校生活を送るにあたり支障があるかどうかについて、疾病をスクリーニングし、健康状態を把握するため、毎学年、学校保健安全法第13条に基づき、健康診断を実施しています。

近年、健康診断時の児童生徒等のプライバシーの保護等への懸念が指摘される一方、着衣では正確な検査・診察が困難になる懸念も示されていることから、全国の学校で一定の対応が可能となるよう、児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備が求められています。本市の現状は。

１、本市の各学校の現状。

２、教育委員会の見解（日本医師会を通じて都道府県医師会への周知）ということで、以上３項目を私の壇上からの１回目の質問とさせていただきます。明快なるご答弁、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森下伸吾君） ２番、板橋君の質問項目１、ヤングケアラー支援強化事業に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（久保雅裕君）登壇〕

○健康福祉部長（久保雅裕君） おはようございます。

ヤングケアラー支援強化事業についてお答えします。

一点目の、ヤングケアラーの現状把握と支援体制の進捗状況についてですが、本市のヤングケアラー把握件数は現在23件で、弟妹の世話や精神疾患の親を支える子どもたちがほとんどです。

次に、支援体制の進捗状況は、昨年の７月から８月にかけて児童生徒に一番身近な学校関係者を対象に、市内の全小・中学校にヤングケアラーの理解と支援について基本的な研修を実施しました。

「過去にヤングケアラーと思われる子どもたちに接したことがある」「今、ヤングケアラーではないかと悩んでいる児童を担任しているが、もしそうだとしたら、どのように対応すればよいか教えてほしい」など様々な感想

がありました。具体的なケースは聞いていませんが、どの学校にも、疑いも含めてヤングケアラーがいることが分かりました。

また、今年度９月と１月には、教職員や専門職、民生委員・児童委員や介護事業所、学童の指導員等、地域の支援者を対象に、ヤングケアラーであった当事者を講師に迎え、研修会を２回開催しました。この研修会を通して、ヤングケアラーの問題はその後の人生にまで心身ともに影響を受けるということを理解するとともに、痛感しました。

また､改めて早期支援の重要性を再認識し、今後も市や学校、関係機関と協力して啓発するとともに、早期発見に努めます。

二点目の、ＬＩＮＥ相談窓口の現状と課題についてですが、ＬＩＮＥ開設から１年を経過しましたが、相談実績はなく、子どもからのダイレクトなＬＩＮＥの利用が難しいのが現状であると思われます。

どのような形の相談窓口が有効かについては、当事者の声を参考に、さらなる調査研究が必要です。

三点目の、これからの支援について、教育と福祉の連携については、２年前に初めてヤングケアラー対応についてのおただしがあって以来、学校及び事業所の連携を密にして支援をした結果、把握件数が２倍以上に増えています。

今回､学校関係者に研修を実施したことや、介護福祉の現場にも継続的な啓発や研修会を通じて必要性を伝えてきており、支援の必要が増えることも想定されるため、今後も相談などの支援に応じられるよう、体制の充実に努めます。

家事支援や送迎サービスについては、他の支援制度を活用し家庭の課題を解決することができたため､利用実績はまだありませんが、必要な事例が生じれば積極的な利用を勧めていきます。

四点目の、キャリア相談については、必要と考えていますが、体制の確立までには至っていません。現状は、学校からの進路相談や関係機関の紹介などを行っています。

五点目の、外国語対応通訳派遣支援について、本市の外国籍の在住人数は令和６年１月31日現在512人で､外国語対応が必要な家庭の把握についてはできていない状況です。

以前は日本語が話せない保護者がおり、子どもが学校やクラブ活動を休んで通訳するという事例があり、学校生活を送る上で、こうした事例では外国語対応通訳派遣が効果的だと考えますが、通訳者が少なく、急な要請が入るため、今後はすぐに対応できる翻訳機を貸出しするなど、可能な限り対応したいと考えています。

○議長（森下伸吾君） ２番　板橋君、再質問ありますか。

２番　板橋君。

○２番（板橋真弓君） それでは、再質問させていただきます。

まず、現在把握しているヤングケアラーは23件ということですが、具体的にはどのような支援を行っていますか、答えられる範囲でお願いします。

○議長（森下伸吾君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君） ただ今のご質問にお答えします。

具体的な支援としましては、初めて関係機関から役所のほうに相談が入りますと、家庭状況を把握するために情報収集を行います。その際、うまく家庭とつながる場合については、つなげていただいた所属の方にも同席してもらった上で、必要な支援サービスにつなげていきます。

課題が多岐にわたる場合はハートブリッジだけでは解決することが困難なために、関係

課や関係機関に呼びかけをしてケース会議を行っています。その上で、各課、関係機関が役割分担しつつ、必要な支援サービスに結びつけます。

その後は見守りを継続しつつその家庭に応じた取組みを検討し、継続支援に結びつけているところです。

○議長（森下伸吾君）２番　板橋君。

○２番（板橋真弓君）ありがとうございます。いつもケース会議等でしっかりと個人の家庭について検討していただいて、支援につなげていただいていると存じております。

その支援の中身なんですけれども、家事支援とか送迎とかという支援というのはありましたでしょうか。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）送迎支援のニーズがありました。具体的な内容というのはちょっと差し控えさせていただくんですけれども、旦那さんが仕事場に向かうのに奥様がずっと送迎していたと。朝晩送迎が必要になってきます。そうした場合やっぱり学校へ出かけるお子さんというのがいらっしゃいまして、送迎の間は家庭に誰も不在ということになっています。

その際、ご主人の通勤支援につきまして、障がい福祉の関係の支援が利用できましたので、そこを利用させていただいています。ハードブリッジの支援もあるんですけれども、そちらのほうが有効的だということで、送迎サービスを障がいの支援を使いまして支援したことがございます。

○議長（森下伸吾君）２番　板橋君。

○２番（板橋真弓君）ありがとうございます。23件ということで、その中でもごく少数であるので今の対応で行っていただいていると思うんですけれども、ありがとうございます。

続いて、教育と福祉の連携ということで、教職員へのアンケートやヤングケアラーの関係者への研修を通じて、ヤングケアラー問題に対する理解が今回すごく深まったと思います。支援の必要性も皆さんが感じていただいて、大変ありがたくて、すごい前進したと思っております。

その次は、潜在しているヤングケアラーをいかに発見し支援につなげていくかという段階に来ていると思います。教育の現場で、また、介護福祉の現場でヤングケアラーが発見された場合、当事者にはその自覚もなく、自ら進んで声を上げることはなかなか難しいという点で、担任の先生や介護に入っているヘルパーなどが気づいてあげて、窓口に情報提供するシステムづくりといいましょうか、当事者からのＬＩＮＥ相談実績はないということでしたけれども、ヤングケアラーに気づいて情報提供するためのライン窓口も必要なのではないでしょうか。

あくまでも本人に知られたくないという気持ちを尊重しつつ、こんな支援が受けられるからということで相談に乗ってあげて、申請するまでサポートをする人が必要です。

ヤングケアラーのニーズに合った、利用しやすいサービスの構築も必要でしょう。当事者の声を支援の申請にまでつなげていくことが課題であると思います。

ヤングケアラー家庭支援チームとしてチーム員を集い、アウトリーチ型の相談サービスなどはできませんか。そこで初めてＬＩＮＥ相談窓口が生きてくるのではないでしょうか。この点に関してはいかがですか。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）ただ今のご質問にお答えします。

先ほども壇上のほうで答弁させていただきましたように、今年度、児童生徒に一番身近の学校関係者、介護事業者、学童の先生方、

それから地域の民生委員・児童委員の皆さんに向けての当事者の研修を実施してきました。これ１回のみの研修ではまだまだ私どもも不十分だと考えています。児童相談所の虐待対応ダイヤル「１８９」（いちはやく）という相談窓口も随分普及啓発はしてきていますけれども、実際に気づいた方が連絡するには勇気が要るからです。

ヤングケアラーについても同様で、当事者が周囲の地域住民や友人などに知られたくないという、そういった心理面も考えられますので、議員おただしの潜在しているヤングケアラーをいかに発見し支援につなげていくかについては、慎重に進めていく必要があると考えています。

小中の学校現場では、ヤングケアラーについて心配な家庭を発見したときは学校内で協議し、必要に応じてハートブリッジに連絡していただくという流れが各関係機関で共有されています。また、介護事業所、学童保育等については、直接ハートブリッジに連絡を頂いているというところです。

そういったことから、今のところ情報提供を受けるためのＬＩＮＥの開設というのは考えていません。その理由としては、いち早く知ることが必要、また、詳細に家庭の状況を聞き取る必要もあります。今は、今の時点でございますけれども、電話もしくは窓口での相談を継続したいというふうに考えています。

また、ヤングケアラーの特別チーム、チーム員ということで家庭教育支援チームとかそういったところをイメージしておりますけれども、アウトリーチ型相談サービスなどができないかというご提案ですけれども、今のところ直接的に支援の必要が事例が少なくて、学校等が関係している所属での見守り、関わり、これらに重点を置きつつ、既存のサービスの利用も含めた支援をすることは考えています。

今後も潜在しているヤングケアラーの把握をする中で、議員おただしのような取組みが必要だと感じた場合は、アウトリーチ型のサービス、それらも含めて支援をより一層充実させていくよう努めたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（森下伸吾君） ２番　板橋君。

○２番（板橋真弓君）ありがとうございます。ＬＩＮＥで相談窓口に情報提供という提案だったんですけれども、それ以上にもうハートブリッジの方が教育現場とか介護の現場の方と連携を密にしていただいているということが今のご答弁で分かりましたので、しっかりとこのまま継続でお願いしたいと思います。

まだまだこれから具体的な支援体制の構築に入るところだと思います。これからもっとたくさん発見されてくるであろうということが予想できますので、しっかりとこの後ご検討いただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それで、ここで、令和６年度に新たに予算化された事業についてちょっと情報共有したいと思いますので、モニターをご覧ください。

令和６年度予算案ということで、177億円の内容ということになっております。アンケートとか研修なんかはもう既に使っていただいていると思うんですけれども、この黄色で出てきた内容、ヤングケアラーの進路やキャリア相談を含めた相談支援体制を構築する場合に、補助基準額に所定額を加算するというような取組み等が新たに拡充されました。

その内容ですけれども、真ん中あたりのＡ、キャリア相談支援加算ということで、一市町村当たり193万8,000円ということで、これで足りなければ県のほうの581万4,000円も活用できるというようなことになっていると思い

ます。

特に注目したいのは、四つ目の外国語対応通訳派遣支援ということです。これも一市町村当たり264万円、都道府県も792万円ということで、全体として177億円ということで、新たにこういう補助金が活用できるということが通達されておりますので、またこの辺のところもということです。

今の、実際、写っていたキャリア相談支援についてですが、小学生のヤングケアラーというのはなかなか自覚というか、自分自身が声を上げるということがないので難しいと思うんですけれども、中学生や高校生になると、進路を決めるときに、やはり精神疾患の親の面倒であるとか下の子の世話とかを行っている場合、家庭状況が把握しやすい状態にあると思います。

今後の支援として、例えば受験勉強する時間の確保や、また、部活に参加するための支援など、自己犠牲で諦めていたことに挑戦できる時間を保障してあげられるような支援があればと思いますが、その点はいかがですか。

○議長（森下伸吾君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君） ただ今のご質問にお答えします。

そういった保障をしてあげる、子どもとして勉強やそういった部活に対しての時間を保障してあげるというところについては、私どもも議員のお考えのとおりだと考えています。

以前もハートブリッジに相談があった事例でございますけれども、進路は決まっていましたけれども、家族間でのそういった進路等々についての話合いがうまくいかずに、経済的な問題もあり諦めたという、そんなケースもございます。

ハートブリッジに情報が入ったのが、そのときは高校３年生の後半だったということで、家族や学校間との調整も間に合わない、そういった時期の状況でした。

こういったこともありますので、いかに情報を早くキャッチして支援に結びつけるかということですけれども、当事者の気持ちもありますし、それから、全ての情報が早期に把握できるわけではございませんけれども、特にキャリア支援につきましては既存の、先ほどおっしゃっていただいた補助金等も、メニューも勘案しまして活用していくということも今後検討していく部分にもなってきます。

また、就職や進路を所管する関係機関や関係各課の新たな体制構築も必要だというふうに考えていますので、今後の検討材料ということで、よろしくお願いします。

○議長（森下伸吾君） ２番　板橋君。

○２番（板橋真弓君） ありがとうございます。なかなか健康福祉部だけでは難しいというのはすごく思いますし、教育の現場であるとかというところの相談とか、あと就労支援なんかもやっていただいたりということで、専門的なそういう知識等も必要になってくるかと思います。

親御さんが精神疾患等で子どもが、相談というか、家で普通やったら親と進路の相談するんですけども、なかなかできないというような場面、私もいろいろ教育の現場で経験したことがあります。

早い段階で奨学金制度とか、今や受験料とかも給付していただけるような、そういったサービスというか制度もできておりますし、そういうこと、どんどん手厚くはなっていっているんですけれども、そういった情報はなかなか家庭のほうには届いていかないというふうに思いますので、できるだけその存在を早い段階で知らせてあげられるような、進路を保障してあげられるようなことをして、後々後悔することがあってはならないと思いますので、どうぞ早急に関係各機関との新た

な体制づくりをお願いします。

続いて、四つ目、最後の、さっきの四つ目の項目になるんですけども、補助金の、外国語対応通訳派遣支援についてですが、橋本市においても外国人の数が年々増えて、１月31日現在ですか､512人の外国籍の方が在住しているとのことです。英語圏の方とかベトナムなどアジア系の方、また、中国系の方など、多言語に対応できる通訳の派遣というのはかなり難しいというふうに思います。

国の財政支援の中には、外国語対応が必要な家庭に対し、病院や行政手続きにおける通訳派遣等を行う自治体への財政支援を行うというふうに、先ほども説明したとおりなんですけれども、その場合、通訳の配置人数や雇用形態に制限はなく、ＩＣＴ機器の活用も含めて柔軟に活用できるということで、翻訳機などの機器の購入のための財政措置も含まれます。ぜひ活用いただいて、要望があれば対応をお願いいたします。

その際ですが、小・中学校などに在籍する外国人を両親に持つ児童生徒を把握することは可能ですか。

また、外国人のご家庭に翻訳機の貸出し等のサービスがあることのお知らせはできますか。

○議長（森下伸吾君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君） まず、一点目のおただしの、小・中学校などに在籍する外国人を両親に持つ児童生徒を把握することは可能ですかという質問につきましては、小・中学校では毎年４月に家庭環境調査というのがございます。そこの中でも家庭の状況というのは全件把握することが今のところできています。

また、二点目の、外国人のご家庭に翻訳機貸出し等のサービスがあることのお知らせはできますかにつきましては、ホームページや校長会を通じてお知らせし、希望者にはレンタル対応をしていきたいというふうに考えています。

○議長（森下伸吾君） ２番　板橋君。

○２番（板橋真弓君）ありがとうございます。

実際にどれぐらいのニーズがあるかということによって、翻訳機の数とか、それとか対応に当たる人員の確保であるとかというのもまた違ってくる、変わってくると思いますので、その点はご検討いただいて、サポートのほうをよろしくお願いいたします。

これで、一つ目の質問を終わります。

○議長（森下伸吾君） 次に、質問項目２、「１か月児」及び「５歳児」健康診査支援事業に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（久保雅裕君）登壇〕

○健康福祉部長（久保雅裕君）「１か月児」及び「５歳児」健康診査支援事業についてお答えします。

一点目の、本市の状況ですが、１か月児については通常、出産後４日から７日間で退院し、検診は産後１か月頃に医療機関で実施します。１か月児健診は全ての母子が受けています。本市では切れ目のない支援として、産科のある病院・医院とは妊娠期から連携を深め、現状においても切れ目のない支援を実施しています。

また、５歳児についてですが、本市では以前より、乳幼児期から義務教育修了までのフォロー体制構築のために、関係課や保健師、発達相談員、保育士等の専門職が協議を継続しています。特に１歳８か月児健診後に継続的なフォローが必要な子どもについては、５歳児の時点でもこども課の保育士とも連携し、発達相談員が全ての保育園・幼稚園・こども園等を巡回し保育観察等をし、今後の進路も含め、心身の状況や育児上課題となっている

事項について保護者相談を実施しています。

二点目の、新規事業についてですが、ご提案の１か月児健康診査事業は、今後、健康診査の実施に係る費用の助成について、国の助成事業を活用し、実施について検討していきます。

また、５歳児健診については、本市独自の方法でフォロー体制の構築をしているため、改めて実施する必要がないと考えています。

○議長（森下伸吾君） ２番　板橋君、再質問ありますか。

２番　板橋君。

○２番（板橋真弓君） 再質問させていただきます。

この１か月児及び５歳児健康診査支援事業について、モニターをまたご覧ください。

国のほうの通達です。これは令和５年度補正予算で15億円ということになっています。一番右端に15億円というふうになっているんですけれども、この事業の目的ということで、出産後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施を整備することということで、１か月児健診については一番下のところを見ていただいたら、国が２分の１補助、市町村２分の１ということで、単価は個別健診について一人4,000円の補助ということで、５歳児に関しては集団検診で3,000円の補助があるというようなことになっています。

目的としては、１か月ぐらいだと結構、産後鬱じゃないですけど、やっぱりお母さんのほうの精神状態がちょっとまずくなったりとかして、虐待ということがちょっと心配されたりしますので、その早期発見という意味でも１か月児検診は大切ということで、留意事項のところに、下にあるんですけど、５歳児は就学前、小学校に入るまでに発達障がいが発見できて、早期に療育につなげることができるようにという目的で、このような予算措置がついたというふうに思います。

まだまだ話をするんですけれども、法律で義務化されているのが１歳６か月児健診ということで、次のモニターの左側が、この受診率というかを見ていただいたら95.2％ということで、本市は１歳８か月健診だと思います。

３歳児健診ということで、こちらのほうも94.6％、自治体の受診率ですけれども、本市は３歳半健診になると思います。これはもうもちろん実施はされているんですけれども、国のほうのデータによりますと、１歳児の健診の受診率も、ちょっと赤線で書いているんですけど分かるかな、が低くて32.8％。ほかの法定健診に関してはもうほんまに90％を超えているという形なんですけども、それとあと４歳から６歳児健診のところ、15％というふうになっていまして、低い状況にあるということです。

最後に、５歳児のフォローアップのイメージということで、国のほうは推奨しているんですけれども、本市はもうフォローアップ体制、この右のほうのフォローアップ体制を３歳半健診ぐらいからずっと手厚くしていただいているのかなというふうに思うのですけれども、こういった連携を日常的にハートブリッジのほうで行っていただいているという現状があるのかなというふうに思います。

ということで、先ほど予算措置がなされているということで、ご答弁によりますと、１か月児健康診査に係る費用助成を活用していただくということで、ぜひともよろしくお願いいたしたいと思います。

国の５歳児健診というのは、それこそ発達障がい等の早期発見というところで、国のほうがそれを懸念して予算措置がついたというふうに思うんですけれども、本市独自のフォロー体制について、もう少し詳しく教えていただけますか。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）ただ今のご質問にお答えします。

現在、橋本市では乳幼児健診として４・５か月児健診、それから１歳８か月健診、３歳６か月健診を実施しています。乳幼児健診のほかに、10か月児の児童健康相談やケースに応じて必要な時期に健康相談や家庭訪問を実施させていただいて、発育の発達の確認とか子育ての助言を行ったり、利用できるサービスに丁寧につなげるなどしています。

特に、１歳８か月健診では、発達につまずきや遅れがあると判断した場合、親子で週に１回通所してもらうのびのび教室につなげています。のびのび教室のスタッフ等も密に連絡を取って、通っているお子さん、また、親御さんについて情報共有をしています。

必要なときには発達相談につなげて、子どもの発達状況を確認し、保護者に寄り添いながら、適切な環境を保障できるように努めているところです。

市内の児童発達支援センターや児童発達支援事業、また、保育園・幼稚園・こども園とも保護者了承の下で情報を共有し、発達相談の継続支援が途切れることのないように連携し､フォロー体制を確立しているところです。

○議長（森下伸吾君）２番　板橋君。

○２番（板橋真弓君）ありがとうございます。切れ目のない支援ということで、１歳８か月の後、密に連携していただいているということで、安心いたしました。

では、３歳６か月児健診の受診率というのはどんなふうになっていますか。フォローもれはないかということと、また、途中転入した家庭に対してのフォローというのはどのようにされておりますか。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）３歳６か月健診の受診率につきましては、令和２年から４年を見たところ、受診率は97.1％から98.3％という高い受診率となっています。

未受診の方というのがいらっしゃいますので、地区担当の保健師というのを決めておりますので、その保健師が受診の勧奨の連絡を入れたり、保護者の仕事で就労等でどうしても受診ができないという場合は、検診日以外の日に来ていただいたり、訪問するなどの対応をしています。

保護者の了承を得まして､保育園や幼稚園、こども園において子どもの様子を見に行くこともあります。全数全て把握するように努めています。

また、途中転入された場合のことですけれども、市民課からハートブリッジの窓口を案内していただいて、転入届の提出によって転入以前の乳幼児健診の受診状況とかその後のフォローの有無等々の内容を聞き取りさせていただいて、必要時には本市のフォローにつなげていっています。

また、転入後の子育ての相談がしやすいように、地区担当の保健師を紹介したり、利用できる子育てのサービスも併せて紹介しています。

○議長（森下伸吾君）２番　板橋君。

○２番（板橋真弓君）ありがとうございます。どの家庭も見過ごされることなく、気になる子どもさんとかご家庭に寄り添って、きめ細やかなフォロー体制がなされているということに感謝申し上げます。本当にいつもありがとうございます。

続いて、きめ細やかなフォロー体制ということで、５歳児健診をしなくても、十分、本市の子育て状況に対してすごいフォローをしていただいていると思うんですけれども、現在、４・５か月健診でブックスタート事業、１歳８か月健診でセカンドブック事業を行わ

れており、切れ目のない子育て世帯への支援、その後の家庭へのお届け便として、アウトリーチ型のつながりづくりで、家庭教育支援の充実を図っていただいております。気軽に相談できる先輩ママが訪ねてきてくれて安心と、子育て中のママからは大変好評です。

就学時健診までの間の空白期間、結構、３歳半から就学時までは間が空いていると思うんですけれども、３歳半健診で、そのときにもサードブック事業として絵本をプレゼントし、子育て世帯とのつながりをつけていただきたいというふうに思いますが、当局のお考えはいかがでしょうか。

○議長（森下伸吾君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君） ご質問にお答えします。

４・５か月健診時にはブックスタート、それから１歳８か月健診にはセカンドブックということで、非常に来ていただいたお子様をはじめ保護者の方にも人気が高いというか、健診が始まる前からもう既にそこのブースに子どもさんが集まっているというような状況でございます。

ブックスタート終わった後、希望する家庭ということで、全体の約75％が希望されているんですけれども、家庭訪問を希望されています。希望された場合は、４・５か月児でその後に２回、それから、１歳８か月児健診のときに希望された場合はその後２回ということで、それぞれ訪問させていただいています。しかしながら、その後もつながる家庭というのは年に数世帯ということになっています。

就学時健診までの空白期間をつなげていくことが重要ということで、先ほど、国を挙げて考えているところでございますけれども、その件につきましてはヘスティアのメンバーで現在検討しています。

検討の一つとして、現在は乳幼児の転入世帯のみを訪問しているんですけれども、子どものいる転入世帯の全戸訪問を検討しています。また、ご質問の、３歳半でのサードサードブック事業とかというのも検討中ですので、また財政当局等とも調整しながら考えていきたいというふうに考えています。

○議長（森下伸吾君） ２番　板橋君。

○２番（板橋真弓君）ありがとうございます。全戸訪問ということで、それはとても子育て世帯にとってありがたい話だと思います。ぜひともサードブック事業、早期実現に向けてよろしくお願いいたします。

以上で、２項目めを終わります。

○議長（森下伸吾君） 次に、質問項目３、児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備に対する答弁を求めます。

教育長。

〔教育長（今田　実君）登壇〕

○教育長（今田　実君）おはようございます。

児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備についてお答えします。

令和６年１月22日に文部科学省から発出された「児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備について」において、健康診断の実施にあたっては、正確な検査・診察を実施するとともに、児童生徒等のプライバシーや心情に配慮することが重要であることが改めて示されるとともに、検査・診察における対応や検査・診察時の服装、関係者間の連携などについての考え方が示されました。

また、これ以前の令和３年３月26日にも文部科学省から、事前に学校医と共通認識を図って検査を受けやすい服装で実施すること、つい立て等の配慮を工夫し個別の診察スペースを確保すること等が通知されています。

議員おただしの一点目、本市の各学校の現状ですが､市立の小･中学校におきましては、従来から児童生徒のプライバシーを保護した上で、正確な検査・診察を実施するために、学校医との共通認識の下、例えば、つい立て等により個別スペースを設置したり、待機時に体操服やタオル等で身体を隠せるようにしたり、正確な検診に支障のない範囲で体操服や下着の着用またはタオル等により身体を覆ったりという対応を取っています。

次に、二点目の、教育委員会の見解についてですが、日本医師会からも都道府県医師会を通じて学校医に対して通知が発出されており、本市の学校医の先生方には学校からの依頼に対して快く理解を示していただいています。学校医の先生方にはその趣旨を十分に理解していただいているものと認識しています。

○議長（森下伸吾君） ２番　板橋君、再質問ありますか。

２番　板橋君。

○２番（板橋真弓君）ありがとうございます。

ここでモニター、文部科学省からの環境整備についての画像がございますので、ちょっと見ていただいてよろしいですか。

もちろん、裸でプライバシーもなく、今、検査を行っているということはないとは思うんですけれども、考え方のポイントとして、赤字で示されている部分、正確な検査・診察を実施するとともに、児童生徒のプライバシーや心情に配慮することが重要ということで、原則着衣、体操服や下着等の着衣、タオルにより身体を覆うことというふうに、行うことというふうになっております。

最後、学校と学校医等で共通認識が図られるように医師会からも促進していただくということで、本市はそのように実施していただいているということなんですけれども、やっぱり検診に関しては正確に、ほんまに疾病等があったら発見しないといけないという学校医と、プライバシーをしっかり守るということのバランスがすごく大事だなというふうに思っております。

本市はパーティションとか下着の着用、タオルで覆うとかパーティションによって個別スペースを確保していただいている、個別診察で児童生徒のプライバシーが守られているということで、安心はいたしました。

令和６年１月22日付の通知の中で、環境整備の考え方について、１、診察における対応についての項目の中に、女子児童生徒等の検査・診察に立ち会う教職員は女性となるよう教職員の役割分担を調整するとし、養護教諭を除き、原則、児童生徒と同姓の教職員が立ち会うというふうになっています。

女子だけではなく男子への配慮も必要だと思いますが、同性の教員の立会いという点での配慮はなされておりますか。

○議長（森下伸吾君） 教育長。

○教育長（今田　実君） 再質問にお答えさせていただきます。

検査・診察への立会いにつきましては、原則、養護教諭のみとなっております。本市の養護教諭は女性のみとなっております。

また、個別スペース数の設置、待機児の体操服やタオル等の利用等、男子に対しても女子と同様の配慮を行っており、性別による差はつけていないことも併せてお答えさせていただきます。

○議長（森下伸吾君） ２番　板橋君。

○２番（板橋真弓君） 通達はそういうことですけれども、現場はやっぱりなかなか大変というか、人員も確保するということは大変だと思います。

実際には個別のスペース等で仕切られておりますし、男子も同様に、同じように、例えば体を隠したいという男子がおればそのよう

に対応しているということですので、引き続きそのように、プライバシーの配慮をすることをお願いしたいと思います。

二つ目になります。

学校医には正確な検査や診察を実施するため、医者としての責任があるというふうに思います。プライバシーに配慮するあまり見落としがあっては本末転倒ということで、正確な検査や診察に支障がない範囲で、児童生徒のプライバシー等に配慮し、児童生徒が安心して健康診断に取り組める環境整備は本当に大切です。

その辺りのバランス感覚といいますか、健康診断時、学校は学校医と現場でお互いに話し合える状態、状況でしょうか。

また、児童生徒の保護者の理解は得られておりますか。各小・中学校、どちらでも大丈夫でしょうか、お答えください。

○議長（森下伸吾君）教育長。

○教育長（今田　実君）壇上から答弁もさせていただきましたが、文部科学省からの通知は今回が初めてではなく、令和３年にも通知がありました。これまでにも、学校と学校医が児童生徒のプライバシーや心情に配慮した形で正確な検査・診察を行うためにどのようにすればいいのかというような協議の場を持ちながら進めてきております。その結果、先ほど答弁させてもらったような環境を用意して実施していることとなっております。

毎年、学校と学校医が必要に応じて協議を行ってもおります。ですから、学校と学校医の間ではしっかり連携が取れる状況にあるということをご理解いただきたいと思います。

また、このことに関しまして、児童生徒、また、保護者等からのご意見というのは特に寄せられていないと把握しておるところです。

○議長（森下伸吾君）２番　板橋君。

○２番（板橋真弓君）ありがとうございます。

これからも児童生徒が健康に安心して学校生活を送ることができるように、学校と学校医が協力し合い、適切な健康診断の実施のための環境整備をよろしくお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（森下伸吾君）２番　板橋君の一般質問は終わりました。

この際、10時35分まで休憩いたします。

（午前10時22分　休憩）

――――――――――――――

（午前10時35分　再開）

○議長（森下伸吾君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番２、13番　田中君。

〔13番（田中和仁君）登壇〕

○13番（田中和仁君）改めまして、おはようございます。

５項目ありまして、１から４は市民の相談事で、５番につきましては私発信の質問であります。

早速、一般質問をさせていただきます。

１、移動支援団体への支援について。

市民の生活は現在の社会情勢により、ますます移動や外出が困難になりつつあります。移動が困難な方には、認可された福祉有償運送や許可登録を必要としない無償または実費を頂く移動支援が現在なされています。

本市の公用車を使っての移動支援が今年度補正予算で決定され、今後も新規の事業立ち上げが期待されるところです。

どの団体もボランティア精神をもって、地域の助け合いを感じ、実施していますが、低料金の設定で、金銭面では非常に苦しい状況にあります。さらに、利用者を乗せるという責任と運転のストレス、まれに発生してしまう人と人とのトラブルがあって、精神面でも

非常に苦労を伴う事業と言えます。

つまり、こんな大変なことを、我がまちのために熱い気持ちでしてくれているわけです。赤字になれば、フリーマーケットでメンバーの服を売る。足りなければ、公民館の教室を開催し、参加費を募る。そこまでして移動支援を継続していくには限界があります。

本市の地域公共交通計画には、移動支援のことは具体的な取組みが書かれていないのです。一緒にまちを思い、現場を見て、困っている市民と会って、市に何ができるか考えてほしいと思うのです。

そこで、お尋ねします。

本市の移動支援に対する現在の支援状況並びに今後の支援策をお伺いします。

２、公民館予約のＤＸについて。

公民館予約のＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）化についてお尋ねします。

デジタル技術の導入は事務事業の効率化に大きな役割を果たすものなので、新しい需要の開拓や効果が期待されます。公民館においても利便性や利用率の向上が期待できますが、公民館は高齢者の利用が多く、全てを一気にデジタル化すると、混乱や使いにくいと感じる方もおられると思います。そこで、システム化には慎重で丁寧なシステム設計が必要と考えられます。

公民館を予約したいときに欲しい情報は、予約状況または空き情報を手元で分かることが重要と考えます。現在の予約といえば、この日は空いていますか満室ですかといった電話対応や窓口対応で、遅れているように思います。また、24時間の申込みができれば、さらに利用しやすくなります。

本市の公民館予約のＤＸ導入について、方向性をお聞かせください。

３番目、離婚の相談対応について。

夫婦は円満にというのが望ましいことではありますが、人と人とのことでありますので、解決が困難なことから離婚に至るケースもあると考えます。和歌山県は全国で３位という、離婚率の高さです。

私が相談を受けた内容は、「市役所で相談できることを知らなかった。そこで、スマホを使って無料弁護士相談を検索した」という若いお母さんでした。もちろん、相談したら解決できるかということはまた別の話ではあるのですが、市民が困りに困ったら、最後は市役所に来られる、そういう市役所でなければならないと思うのです。

そこで、質問です。

離婚届を提出する市民課の窓口で「離婚後の相談はこちらへ」等を掲示し、離婚届を提出された方には、そっと離婚ガイドといった相談窓口案内を記したプリントを渡すなどの対応をしていただけないでしょうか。

本市の窓口対応の技術が高いことは承知していますが、その蓄積された経験を悩める市民に少し分けていただきたいのです。少なからず、市役所に相談して助かったと感謝する市民がいると私は確信します。

以上、本市の離婚後の相談対応についてお伺いします。

四つ目、在留外国人との共生社会づくりについて。

コロナ後において、最近は市内で在留外国人を多く見かけるようになりました。在留外国人がどこに勤務して、何人が住まいされているか分からないといったことを耳にします。地域としては、ごみ出しや防災など心配になることもあるのですが、自治会や区に加入していないと、ふだんからの接点がなく、お声をかけにくいものです。

そこで、お伺いします。在留外国人が地域になじみ、互いに住みよくするために、橋本市はどんな対応策を考えていますか。

５、終活支援について。

人生は残念ながら時間が限られ、準備をするいとまもないまま幕を閉じるということがあります。終活という言葉は後ろ向きに捉えがちですが、実は家族や自分自身のため、そして、地域のために前向きな取組みです。

終活の具体例ですが、資産、遺言、断捨離、葬儀やお墓、医療や介護、住まい、農地を、ご本人亡き後どうするか決めていくものです。私の場合も、父が終活をしていなかったため、僅かですが残されたものを受け継ぐために、親族も含めた多くの手続きが必要となりました。もし遺言を含め終活をしていれば、実にスムーズに相続できたのです。

終活を元気なうちにやりましょうと今言わなければ、無縁墓地だらけ、空き家だらけ、耕作放棄地だらけといったまちになってしまうかもしれません。

このように、終活を進めていくことは行政で取り上げるべき立派な問題だということです。本市の終活支援についての取組みをお伺いします。

○議長（森下伸吾君） 13番　田中君の一般質問項目１、移動支援団体への支援に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（久保雅裕君）登壇〕

○健康福祉部長（久保雅裕君） 移動支援団体への支援についてお答えします。

高齢者を対象とした移動支援として、福祉有償運送と住民同士の助け合い活動による移動支援が挙げられます。

福祉有償運送は、バスやタクシーに自らでは乗降困難な人を対象に、通院等の移動支援を行うものです。市からの支援としては、介護保険の要支援１、２及び事業対象者で介護保険の総合事業であるサービスＤ補助金を適用できる利用者については、送迎前後の付添いに対して１回250円を補助する制度があり、毎月の請求事務等がありますが、令和４年度は３事業者に対して134万1,000円の補助を行いました。

また、福祉有償運送のドライバーになるためには国の定めるセダン等運転者講習を受講する必要がありますが、安全運転講習会を市主催で開催することで、講習費用は市が負担しています。受講者本人はテキスト代の1,000円の負担としています。

また、令和４年度においては地方創生臨時交付金を活用して、福祉有償運送など車両を使った高齢者向けサービスを展開する事業者に対して、３万円から最大30万円の支援を行いました。

なお、福祉有償運送の実施については、橋本市福祉有償運送運営協議会条例に基づき、福祉有償運送の許可や更新、変更や徴収する対価等を各利害関係者や行政関係者で構成する協議会の場で協議し、承認することになっています。

また、住民同士の助け合い活動で移動支援を実施する団体には、活動に感謝申し上げますとともに、今後もボランティア活動の基本である、自分たちで無理なくできる範囲で取り組んでいただきたいと考えています。

今後の支援策についてですが、サービスＤの補助金制度は現状維持を考えていますが、ドライバーの高齢化や介護業界の人手不足による担い手不足など、直面する課題に実施団体と共に取り組んでまいります。

また、住民同士の助け合い活動については既存の助成制度の活用を促進するとともに、第２層協議体で地域により様々な取組みが検討されており、最適な形態で支援できるよう取り組んでまいります。

なお、現行の地域公共交通計画において、「高齢者等の移動支援策について福祉部局及

び市民、団体等と緊密に連携し、持続可能な支援体制を構築する」としていることから、今後も引き続き公共交通担当部局と連携を取ってまいります。

○議長（森下伸吾君）13番　田中君、再質問ありますか。

13番　田中君。

○13番（田中和仁君）答弁の中でちょっと二点気になったのが、支援策について今後も検討していきますという、ちょっと薄い答弁でございましたので、ちょっと気になるところがございます。

もう一つは、ボランティアなので無理のない範囲でしてくださいと。それでいけるのかという、この二点ちょっと気になりました。

移動支援の問題は、道路運送法の下で営業運送ができないということに始まりがあります。国土交通省と厚生労働省がもっと協力して、先細っていく公共交通を補完する手段として、もっとやりやすい施策にしなくてはいけないというふうに感じます。

市民の相談は国が駄目でも市が何とかしてというのが、この一般質問の趣旨です。今、橋本市の移動支援団体は少なくて、需要に対し供給が追いつかない状況にあります。

皆さんは週に何日外出されますか。移動支援団体に会員が10人登録したとしましょう。利用者が週に６日出かけたいとなったら、もうパンクです。もしくは、週に２回病院に行きたいとなれば、そんな方が10人いれば非常に大変な問題です。

もはや期待に応えられない。このような状況なので、現場の苦労は容易に想像できるものです。一方で、市全体の交通計画は自分で乗り換えられる元気な方向けのものです。

そこで提案なんですが、所管する地域振興室は橋本市全体の移動支援のニーズ、ボリュームを把握されたらいかがでしょうか。

ビッグデータを扱える大学などと連携するのがいいと思います。その上で、橋本市地域公共交通マスタープランに移動支援を追加した橋本市全体像を作成してほしいと願います。五條市、河内長野市を見ますとそのような、リサーチ中ですということで書いてございます。

参考までに、私も統計の出身なので、総務省統計局の2020年国勢調査のホームページがあって、ホームページなので地域の狭い範囲のデータは載っていないんですけども、気づくことは、移動人口、５年前から現在まで和歌山県に移住した人数というのを分析しているんです。65歳以上で和歌山に移住される人口、これが全国３位、18.5％。そのうち核家族が全国２位、52％。結構、全国的に見て、高齢の方が和歌山県に移住して来られているんです。

そうなると、運転士の確保、需要と供給がこのまちのバランスでは難しいかもしれないんです。こういうことは私が言うのではなくて、学識経験者がデータを持って解析したほうが望ましいんじゃないですかということを言っています。

今の移動支援団体に対して、運転士が足りなかったら、事務員が足りなかったら、橋本市から送り込むぐらいのことをしないと非常に厳しい局面だと思います。もう既に移動で困っている方がいて、橋本市は坂道だらけ、近くにスーパーも病院もないんです。年を取って橋本市に住めるのか住めないのか、今その立ち位置にいます。

危機感を持って対応いただきたいと切に願い、次の質問に入ります。

○議長（森下伸吾君）次に、質問項目２、公民館予約のＤＸに対する答弁を求めます。

教育部長。

〔教育部長（堀畑明秀君）登壇〕

○教育部長（堀畑明秀君）公民館予約のＤＸについてお答えします。

各地区公民館では、地域の社会教育の拠点として、市民の自主的な学習、文化活動などのサークル活動を通じて生涯学習活動が行われています。利用者には利用後の清掃や主催事業への協力、また、原則月４回の定例利用などルールを決めて活動いただいています。

利用にあたっては年に一度、サークル代表者会議で利用予定を決め、その後の申請書の提出で年間の利用が決定されます。

初めて利用される方には、公民館利用の趣旨や目的を理解していただいた上で利用してもらえるよう、利用者と職員が対面や電話で対応しているところです。

議員おただしの、事務の効率化や新たな利用者層を広げるためデジタルトランスフォーメーション化を図ることは意義あることですが、公民館は多様な年齢層、目的の方に利用していただいており、利用される方に応じた柔軟な予約対応が必要です。

現状では全ての予約をデジタル化することは考えていませんが、公民館運営審議会等で意見を伺い､検討したいと考えていますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（森下伸吾君）13番　田中君、再質問ありますか。

13番　田中君。

○13番（田中和仁君）答弁の中で、ＤＸの意義とか新たな利用層の獲得といったところが共有できていましたので、あとは公民館とか運営委員との相談があってお答えということで承りました。

ここで先にやりますよと言ってしまったら現場を無視した形になってもいけないので、慎重にお答えいただいたんだと思います。

再質問ですけども、橋本市公共施設予約システムというものが既に運用状態にあります。これを活用できると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（堀畑明秀君）議員の再質問にお答えいたします。

答弁でも申し上げた公民館運営審議会は、地区公民館の運営方針を定める重要な組織として位置づけています。市のシステムに地区公民館の予約を反映するかについても公民館運営審議会において協議していただき、意見を伺いたいと考えています。

○議長（森下伸吾君）13番　田中君。

○13番（田中和仁君）引き続きよろしくお願いいたします。２番目の質問を終わります。

○議長（森下伸吾君）次に、質問項目３、離婚の相談対応に対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長（井上稔章君）登壇〕

○総務部長（井上稔章君）離婚の相談対応についてお答えします。

市民課では離婚届を提出された方に対して、18歳未満のお子さんがいる場合にはこども課などの市役所における手続きについて案内しています。また、事前に離婚届の用紙を取りに来られた方には養育費に関するパンフレット等も同封した封筒一式をお渡ししており、窓口において弁護士相談など相談機関を訪ねられた場合は、無料相談をはじめ相談会の日程表をお示しし、案内しているところです。

こども課ではひとり親家庭に対する各種支援事業を行っており､児童扶養手当をはじめ、ひとり親家庭医療費助成制度、自立支援給付金事業、養育費確保支援事業などについて、相談内容に応じて説明を行っています。

今後も、離婚後の相談などでお困りの方に対して情報提供ができるよう、関係各課において各種連絡先が分かるものを配布したりホームページ内で案内するなど、対応してまい

ります。

○議長（森下伸吾君）13番　田中君、再質問ありますか。

13番　田中君。

○13番（田中和仁君）離婚の相談対応については、窓口対応は特に問題ないというか、しっかりやってくれているとは思うんだけども、中には相談できることを知らなかったという方がいて、特に離婚届を出す日というのは無理もなくて、やっぱりうつむいて、庁舎からもう一秒でも早く出たい、帰りたいという心境であろうかというふうに察します。

このワンチャンスのタイミングで相談に来てもらいやすいように伝える工夫ということは必要かなと思うんですけども、再質問として、今、配布してくれている窓口案内チラシというのはこういったものなんですけども、文字のフォントがアリん子より小さいわけです。非常にもう厳しいというか、字が小さくて見にくい感じがしますので、これちょっと改善の余地があると思うので、いかがでしょうか。

○議長（森下伸吾君）総務部長。

○総務部長（井上稔章君）議員おただしいただきましたお知らせの文書、こちらについては確かに文字自体はかなり小さくなっております。と申しますのも、やはり離婚される方の状況というのが様々な状況に置かれた方、たくさんいらっしゃるというところで、できるだけ内容を詰め込んでというような形の表記となっておるというところであります。

この点につきましては、できるだけ見やすいような形になるように、我々のほうでも再度、フォントを大きくするですとか、ちょっと、落ち込んだ気持ちを上げると言うとあれですけども、支えになるようなイラストを入れるですとか、そういった形の取組みはしたいと思います。

また、議員おっしゃられた、市民が困りに困ったら最後に市役所に来られるというところの部分なんですが、これも個人それぞれの事情があると思いますので、あまり具体的な話は盛り込めないんですけれども、ホームページ等で相談できる窓口というのがありますよというのを再度周知させていただこうと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

○議長（森下伸吾君）13番　田中君。

○13番（田中和仁君）よろしくお願いします。

ちなみに、お子さんをお持ちの方が離婚されたときはこども課にも行かれるんだけども、こども課のほうを訪ねたときに、この一般質問の本質を捉えてくれているのかなと感じたので、ちょっと紹介させてください。

「ひとり親支援事業とか子育てファミリーサポートとか手厚く支援策を準備しています。ただ、市民の方が支援策を全て理解した上で来られるわけではないと思いますので、まずはお気軽に窓口にお越しいただけたらご案内できることもあると思います。もっと来てもらえるようにアピールしていきますね」と、こういうふうにお答えを頂戴しました。満点の答えだったので、こども課のほうはすばらしいなというふうに感じました。

これを申し添えまして、次の質問に移りたいと思います。以上で三つ目の質問を終わります。

○議長（森下伸吾君）次に、質問項目４、在留外国人との共生社会づくりに対する答弁を求めます。

総合政策部長。

〔総合政策部長（土井加奈子君）登壇〕

○総合政策部長（土井加奈子君）在留外国人との共生社会づくりについてお答えします。

本市の外国人住民は増加傾向で、令和５年12月末時点で513人と、５年前と比較して約

190人増加していることから､外国人住民への暮らしに対するサポートがより必要な状況にあると感じています。

ごみ出しに関しては区からの相談もあり、ごみの分別の説明動画に外国語の字幕を挿入し、転入時などに動画を見ていただいています。また、来年度から、指定ごみ袋にやさしい日本語として振り仮名の記載や、ごみ置場につける看板等へ分かりやすい表記の記載などを予定しています。

次に、防災に関しては、避難所での情報取得及び意思疎通を支援するため、イラストなどを指さしでコミュニケーションが図れるよう、コミュニケーション支援ボードを作成しています。

また、緊急地震速報などを14か国語でプッシュ通知できる官公庁の災害時情報提供無料アプリ「セーフティ　チップス」のほか、内閣府のホームページにある「災害時に便利な多言語アプリとＷＥＢサイト」を本市危機管理室のホームページで紹介しています。

防災はしもとメールの多言語化についても、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ミャンマー語の５か国に今後対応予定です。

令和６年度では、外国人向けにごみ出し等の生活マナーや防災に関する講座を含め、各相談先などを紹介する生活支援セミナーの開催も予定しています。

今後も、外国人住民への暮らしの支援や日本人住民との相互理解の促進を図るため、和歌山県や国際交流関係団体等と協力し、外国人との共生社会づくりに取り組んでいきたいと考えています。

○議長（森下伸吾君）13番　田中君、再質問ありますか。

13番　田中君。

○13番（田中和仁君）在留外国人と地域の関係性をどうつくっていくか橋本市の施策はという部分についてはちょっと、前段階というか薄かったのかなと思いますけども、一気にというよりは、できることから順番に各課で動いてくれていますというふうな答弁かなと受け止めました。

これまた重層的支援体制整備事業などの地域づくりの一つの要素として、気に留めていただきたいとお願いします。

以上で四つ目の質問を終わります。

○議長（森下伸吾君）次に、質問項目５、終活支援に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（久保雅裕君）登壇〕

○健康福祉部長（久保雅裕君）終活支援についてお答えします。

高齢化の進展とともに、今後たくさんの人が亡くなる多死社会が訪れることが予想されています。本市においても単身や高齢者のみの世帯も増えていることから、いざというときにふだんの生活や財産の状況が分からず、残された周囲の人が困ってしまうことが想定されます。

人生の最期を迎えるにあたり、みとりや遺産のことなど、本人がどのような最期を迎えたいか、今後を託されることになる人のためにも、元気なうちから関わりのある人で話し合っておくことは非常に重要なことです。

本市の終活支援については、橋本市社会福祉協議会でエンディングノートを希望者に配布するとともに、地域包括支援センターでは亡くなった後の手続き等について記載したパンフレットを置き、必要に応じて関係機関を紹介するなど、相談業務に対応しています。

また、ケアマネジャーを対象として、公証役場から講師を迎え、遺言等の権利擁護に関する研修を令和５年11月に開催しました。

今後、みとりなども含め人生の最期をどう迎えるか、家族等で考えることを啓発する活

動を通じて、本人や残された人も安心できるよう取り組んでまいります。

○議長（森下伸吾君）13番　田中君、再質問ありますか。

13番　田中君。

○13番（田中和仁君）取り組んでいくと前向きな答弁を頂きました。個人の問題でありますけども、これはひいてはまちづくりに関わる。だから、一般質問で取り上げて、当局も取り組みますということでお返事いただけたと思います。

うちもそうだったんですけど、弱ってから終活しようと非常に言いにくくて、もうそろそろかみたいな感じになってしまうので、やっぱり元気なうちにということで、例えば60歳になったら終活しようというキャンペーンでもいいと思います。明るく前向きに啓発いただきたいと思います。再質問はありません。

以上で全ての質問を終了します。

○議長（森下伸吾君）13番　田中君の一般質問は終わりました。

この際、13時まで休憩いたします。

（午前11時８分　休憩）

―――――――――――――――

（午後１時00分　再開）

○議長（森下伸吾君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番３、14番　南出君。

〔14番（南出昌彦君）登壇〕

○14番（南出昌彦君）皆さん、こんにちは。ちょっと長い昼休憩の後の１番バッターということで、よろしくお願いします。

ちょっと花粉症がひどくなってきまして、皆さん、花粉症には気をつけてください。

それでは、議長のお許しを頂きましたので、通告に従い質問させていただきます。

今回は４項目です。結構多いです。

一つ目、地域通貨活用事業に係るボランティアへのポイント付与について。

本市には自発的な意思に基づき他人や社会に貢献されている多くの市民ボランティアがいます。地域通貨活用事業に係るボランティアへのポイント付与について伺います。

１。市には子ども食堂などの無償で献身的にボランティア活動をされている多くの市民がいます。地域通貨活用事業に係るポイント付与について、子ども食堂ボランティアスタッフ等をポイント付与の対象者とすることについて、どのように考えられているかお伺いします。

大きな２番目、クビアカツヤカミキリ対策と支援について。

桃、梅などの主にバラ科の農産物に対するクビアカツヤカミキリの被害が深刻な状況となっています。クビアカツヤカミキリ対策と支援についてお伺いいたします。

１。和歌山県はクビアカツヤカミキリの防除対策に対して補助金等の支援を行っています。本市も非常に深刻な被害状況であり、被害の一層の拡大を食い止めるため、積極的に駆除に協力した人への懸賞金制度の創設等の駆除対策が必要と考えます。どのように考えられているか、お伺いいたします。

それから、三つ目、少子化・人口減少対策と学校給食改革について。

本市の平成25年から29年の合計特殊出生率は全国1,741自治体のうち1,477位と依然として非常に厳しい状況であり、人口減少を加速させる大きな要因の一つとなっています。合計特殊出生率が改善されない原因の一つとして、子育て世代への経済的な負担が軽減されないことが大きな要因と考えられ、現状の合計特殊出生率ではより一層の対策が必要です。

現在の学校給食は、子どものアレルギーなどの増加、ネオニコチノイド系の農薬など食

の安全性に対する懸念、子どもの食生活の乱れ、保護者の経済的困窮、食品ロスなど、現在の子どもの食を取り巻く多くの問題があり、家庭で満足な食事が取れないので、せめて１日１食は給食できちんとした食事をさせたいという切実な保護者からの声もあります。

今、食の安全やＳＤＧｓなどの観点から、有機農産物を取り入れた献立の提供、もっと踏み込んで給食費を無償化する自治体も増えています。保護者の負担を増やさずに給食の質を高めるという方向は重要な少子化対策です。また、有機給食の導入はこうした流れの中にも位置づけられることから、学校給食についてお伺いします。

１、子育て世帯の経済的な負担軽減につながるとともに出生率の改善を期待できる給食費の無償化は、少子化対策の有効な施策として実行する必要があると考えますが、どのように考えるか、お伺いします。

二つ目。有機野菜の学校給食には、地域経済の活性化、食育の環境の促進、子どもの心身の成長の手助け、環境保全、農業の担い手の育成、地域づくりの充実化、農薬を使う一般的な栽培から切り替えやすい等の効果が期待できます。また、有機野菜を使った学校給食は、自然の摂理に合わせて、季節ごとに取れた新鮮な食材を使用します。オーガニック給食の導入を提案しますが、どのように考えるか、お伺いいたします。

最後の四つ目、いじめ対策と教職員の働き方改革について。

いじめ対策と教職員の働き方改革は、いずれも早急に改善を図っていかなければならない喫緊の課題です。本市の実態はいずれも深刻な状況であり、新たな課題も出てきている状況で、今までどおりの対策では改善が図れるとは感じられません。いじめ対策と教職員の働き方改革についてお伺いします。

１、子どもを守るいじめ対策として、令和６年度から新たに取り組む対策についてお伺いします。

２、教職員を守る働き方改革として、令和６年度から新たに取り組む具体的方策についてお伺いします。

四点、以上、壇上からの質問とさせていただきます。明快な答弁よろしくお願いいたします。

○議長（森下伸吾君）14番　南出君の質問項目１、地域通貨活用事業に係るボランティアへのポイント付与に対する答弁を求めます。

総合政策部長。

〔総合政策部長（土井加奈子君）登壇〕

○総合政策部長（土井加奈子君）地域通貨活用事業に係るボランティアへのポイント付与についてお答えします。

令和５年度に導入した地域通貨ハシモですが、市内での経済循環の向上に加え、今後は各分野の施策推進に向けた取組みや地域課題解決につながる活動に対して地域通貨の活用を考えています。

議員おただしの子ども食堂をはじめ、まっせ・はしもとや橋本マラソン運営等のボランティア、普通救命講習や食品ロス削減講習等の課題解決につながる講座やセミナーの受講など、参加促進と機運醸成を図るための参加ポイント、生ごみリサイクルや特定検診受診等、行政施策の推進ポイントとして、ハシモの付与を考えています。

まず、令和６年度は市主催や事務局としてポイント発行等の管理が可能なものから始め、以降は検証を基にさらなる活用を検討していきたいと考えています。

○議長（森下伸吾君）14番　南出君、再質問ありますか。

14番　南出君。

○14番（南出昌彦君）答弁ありがとうござい

ます。私も子ども食堂に関わっておるんですけども、いつも感じるのは、本当に無償で頑張ってくれているボランティア、ほんまに頭が下がる思いでいっぱいです。そういう意味で、できるだけ早い時期にポイント付与について取組みをお願いしたいと思います。答弁は結構です。

以上、一つ目を終わります。

○議長（森下伸吾君）次に、質問項目２、クビアカツヤカミキリ対策と支援に対する答弁を求めます。

経済経済推進部長。

〔経済推進部長（北岡慶久君）登壇〕

○経済推進部長（北岡慶久君）クビアカツヤカミキリ対策と支援についてお答えします。

クビアカツヤカミキリは、桃、スモモ、梅、桜などのバラ科の樹木に幼虫が入り込み、樹皮下を食い荒らし、最終的には被害樹を枯死させてしまう外来昆虫で、特定外来生物に認定されています。和歌山県下ではかつらぎ町で令和元年11月に、桃にクビアカツヤカミキリの被害が確認されました。

本市においては早期発見を目的に令和２年５月、クビアカツヤカミキリに関する注意喚起チラシを全戸配布しました。問合せ等が多くなる中で、同年６月に初めてクビアカツヤカミキリの被害が確認されました。以降、６月と10月に県・ＪＡと合同で市内全域の特別警戒調査を実施し、また、市ホームページや公用車にマグネットシートを貼付するなど啓発を強化しているところです。

併せて、県・ＪＡと連携し、伊都・橋本管内でクビアカツヤカミキリ対策研修会を開催し、管内での被害実態の共有、防除対策及び支援策に取り組んでいるところです。

具体的には、被害調査や農業者を中心に市民の方からの情報提供に基づき、現地確認を県・ＪＡ・市が相互連携して行い、被害の状態により、伐採、抜根、ネット被覆など防除対策の方法を検討し、対応しています。

県内でも被害本数、被害地域が拡大している状況にあり、防除対策事業を制度化するなど、警戒を強めているところです。

防除対策事業については、桃、スモモ、梅などの生産果樹はＪＡが県に補助金申請を行い、桜などの生産果樹以外は市が窓口となり、県に補助金申請を行っています。

補助金申請の状況ですが、生産果樹は、令和２年度５か所９本、令和３年度30か所51本、令和４年度116か所291本、令和５年度は本年１月末現在で286か所926本となっています。

生産果樹以外は、令和３年度１か所１本、令和４年度10か所18本、令和５年度35か所88本となるなど被害が拡大していますが、国・県においても、幼虫の掘り取り、捕殺及び薬剤による駆除、ネット被覆による成虫飛散防止、被害樹の伐採・抜根による幼虫駆除以外に有効な手段が確立されていません。

本市としては、現状の生産果樹の栽培技術では防除や防止が困難であることから、国や県に対し、被害樹の伐採・抜根、ネット被覆だけではなく、薬剤の開発などの有効な防除・侵入対策の確立、被害農業者へのさらなる支援を強く要望しています。２月８日には県庁において県・市の担当課で今後の対応策について協議し、情報共有を行いました。

議員おただしの懸賞金制度について導入予定はありませんが、被害樹に対する伐採・抜根等への補助以外に、被害を抑制するために、クビアカツヤカミキリの侵入防止対策として薬剤散布、侵入防止ネット設置に係る費用の一部の補助として令和６年度当初予算に計上しているところです。

本市としては引き続き県やＪＡと連携して、クビアカツヤカミキリ被害拡大防止に努めてまいりたいと考えています。

○議長（森下伸吾君）14番　南出君、再質問ありますか。

14番　南出君。

○14番（南出昌彦君）答弁ありがとうございます。

昨日、消防総合訓練もあったと思うんですけども、そこで同僚議員のほうがこんなクビアカツヤカミキリの話をしていまして、もう自宅周辺、学校周辺の桜、もう全部切らなあかんのよというふうなお話もありました。

答弁を聞かせていただいておりますと、率直な話、もっと危機感を持ってもらわなあかんなというふうに思います。答弁の中で、もう伐採した木が過去３年４年で1,000本以上あるというふうなことであったと思います。

私もＪＡの担当の者からいろいろ話を聞きますと、桃で一本当たりの手取りがだいたい５万円ぐらいあります。もう千本切っているんです。いつも農業振興、それから農業者の所得の向上ということで取り組んでいただいておりますけども、これだけでも5,000万円ほど農業所得が減るわけなんです。そういう観点からもやっぱり、もうちょっとしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

これから、まだ農業に関する梅とか桃かという部分は農家が目を光らせておりますけれども、桜とかとなりますと、やはり皆さんなかなか、桜の咲く時期は桜の木を見ますけど、そうでない時期というのはあんまり桜の木を見ないかなと思います。

そういう意味では、被害が拡大してくる、イコールそれが果樹とかそういうところに移ってくるというふうに思います。格段またさらなる防除対策、検討をお願いしたいと思います。答弁は結構です。

２番を終わります。

○議長（森下伸吾君）次に、質問項目３、少子化・人口減少対策と学校給食改革に対する答弁を求めます。

教育部長。

〔教育部長（堀畑明秀君）登壇〕

○教育部長（堀畑明秀君）少子化・人口減少対策と学校給食改革についてお答えします。

まず、一点目の、給食費の無償化についてですが、これまでの議会での審議において、国や県による補助制度が設けられれば、恒久財源が確保できるので、市として実施する必要があると考えると答弁したところです。

今回、県が令和６年度当初予算（案）の新規・拡充事業の中に学校給食費の無償化に係る予算を計上しており、今後この動向を見守りたいと考えます。

次に、二点目の、オーガニック給食の導入についてですが、有機野菜を食材料として使用するためには、令和６年度では、１日の食数、約4,350食という大量の食材料が必要であり、加えて、物価高騰の中、限られた食材料費の範囲内で材料を調達する必要があります。そのため、大量調達、大量調理を行う給食センターにおけるオーガニック給食の実施は困難であると考えています。

しかしながら、小学６年生を対象とするバイキング給食などの一部では対応が可能と見込めるため、食育の観点から有機野菜の使用を検討していきたいと考えていますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（森下伸吾君）14番　南出君、再質問ありますか。

14番　南出君。

○14番（南出昌彦君）答弁ありがとうございます。

一つ目、二つ目は再質問なかったので、ちょっと皆さん寂しいかなと思いますので、三つ目は再質問させていただきます。

まず、少子化・人口減少対策というところ

で、平成25年から29年、この合計特殊出生率ですけども、これは1.32でした。そこから後、担当課にも問合せさせていただきましたところ、平成30年では1.18、令和１年度から４年度までは1.20、1.23、1.27、1.23というふうな数字で合計特殊出生率が推移しております。非常に厳しい数字かなというふうに思います。

そういう意味では、少子化また人口減少対策、しっかりと総合的な対策を取り組んでいかなければ、６万人以上を目標と書かれています橋本市にとってもなかなか厳しい状況が続くのかなというふうに思います。

さて、そこで再質問させていただきます。

先ほど県がということで答弁いただきましたけども、それであれば、県がその予算を確保すれば本市も給食の無償化をされるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（森下伸吾君） 教育部長。

○教育部長（堀畑明秀君） 議員の再質問にお答えいたします。

県が令和６年度当初予算案の学校給食費の無償化に係る予算が承認され、実施に向けて要綱等が制定された場合、本市においても県の実施に合わせ、給食費の無償化に取り組んでいきたいと考えています。

○議長（森下伸吾君） 14番　南出君。

○14番（南出昌彦君）ありがとうございます。

続いて、有機野菜、オーガニック給食の件なんですけれども、非常に前向きに考えていただいていると思います。まだまだその生産的な量もなかなか地元では確保できないという現実があると思います。ただ、子どもの健康面とかも考えたら、やはりオーガニック給食、非常にメリットがある重要な施策かなというふうに思います。

今回はバイキング等でできればいっぺんやってみたいよということで答弁いただいたと思うんですけども、やはりそういう機会を増やしていただいて、費用としては高くなるかもわかりませんけども、しっかりと地域の産業にもつなげれるような施策になるように、各部連携してお願いしたいと思います。

そういう意味では農業振興という側面もあるかと思います。そういう面でやはり、オーガニックを始めたら、やはり経済推進部、農業振興、そこのやっぱり連携も必要かと思いますけど、その点、経済推進部はどのように考えますか。

○議長（森下伸吾君） 経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君） 議員のおただしにお答えさせていただきます。

確かに、オーガニックということで保護者の方等にも非常に注目される時期が来ているのではないかなというふうに思います。また、農家の方でも、有機であるとか無農薬であるとか、そういった高付加価値を持つような産物に取り組もうということを、農家の方が若手農家を中心に非常に増えているところです。

そういったことも踏まえて、経済推進部としては教育委員会からそういった調達等の相談があった場合、積極的に関わって情報提供、情報共有をしたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（森下伸吾君） 14番　南出君。

○14番（南出昌彦君）ありがとうございます。

積極的に取り組むという答弁を頂きましたので、もう十分かなと思います。三つ目の質問を終わります。

○議長（森下伸吾君） 次に、質問項目４、いじめ対策と教員の働き方改革に対する答弁を求めます。

教育長。

〔教育長（今田　実君）登壇〕

○教育長（今田　実君） いじめ対策と教職員の働き方改革についてお答えします。

まず、一点目の、子どもを守るいじめ対策

として、令和６年度から新たに取り組む対策についてですが、12月議会で答弁しましたように、学校においてはいじめ防止対策推進法に基づく「橋本市いじめ防止基本方針」、和歌山県教育委員会が作成した「いじめ問題対策マニュアル」「いじめ問題対応ハンドブック」、各校で策定している「いじめ防止基本方針」にのっとり、引き続き、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組んでいきます。

中でも、昨年度改訂された生徒指導提要においても未然防止に関わる予防的な生徒指導が重要であるとされており、発生件数そのものを減少させることにつながるものと考えています。

児童生徒が多様性を認め、人権侵害をしない人に育つような人権教育等を通じた働きかけや異年齢交流等を通じて、自己信頼感やお互い助け合う風土を醸成することに一層注力していきたいと考えています。

そのために、教員の資質向上に資する研修を、初任者研修、３年次研修等に併せて実施する予定です。議員からご紹介いただいたエビデンスに基づくいじめ防止プログラムについての研究も行っていきたいと考えています。

現在、学校教育課が関係部署と連携しながら対応していますが、状況に応じて市の顧問弁護士にも相談し、第三者的な視点で指導・助言を頂けるようにしています。庁内のいじめ対策部署の設置に関しましては、現状設置の計画はありませんが、児童生徒、学校、保護者がより相談しやすい組織にするために、教育相談センターや青少年センターを含め、機構を検討したいと考えています。

二点目の、教職員を守る働き方改革として令和６年度から新たに取り組む具体的方策についてですが、まず、来年度も県教育委員会と協議を行い、教員業務支援員、スクールカウンセラーの全校配置、スクールソーシャルワーカーの配置を予定しています。市としても、市独自の非常勤講師、特別教育支援員等を任用するための予算を計上しているところです。このことにより、教員の担当業務の負担軽減を図っていきます。

また、今年度11月以降に全小・中学校に導入しました出退勤管理システムのデータを活用し、在校等時間が長い教員への個別の声かけや業務内容についての相談、支援を行っていくこととしています。運用開始後、校長会で、職員の変化について、「職員の学校滞在時間をより把握できるようになった」「超過勤務時間を減らそうとする動きがより見られるようになった」「冬場は多くの職員が今までより少し早く帰るようになった」「まだまだ退勤が遅い職員がいる」等の現状が報告されました。引き続き、教職員の勤務時間に対する意識を高めていけるよう取り組んでいきたいと考えています。

また、校務のデジタル化を進めることで教職員の負担軽減をさらに進めていきたいと考えています。例えば、保護者と学校との連絡ツールの導入について学校と協議を進め、導入につなげていきたいと考えています。令和３年度から３年間の計画で、授業でのＩＣＴ活用を推進するためにＩＣＴ支援員を各校に派遣し、操作支援や授業プランの提示等のサポートを行ってきました。

令和６年度は同様のサポートに加え、先進授業事例の実践的指導、校務のデジタル化、効率化を推進するための情報提供や技術支援に重点を置き、学校ＤＸ推進アドバイザーとして各校に派遣する計画としています。そのための経費を今議会に上程しています。

○議長（森下伸吾君）14番　南出君、再質問ありますか。

14番　南出君。

○14番（南出昌彦君）答弁ありがとうござい

ます。いろいろ答弁いただいたわけなんですけども、総じて今の答弁を聞かせていただいておりますと、機構を検討する、また、エビデンスに基づくようなやり方を研究していくというふうなお話もあったかと思います。

私これ12月議会でもさせていただいて、今回も続けてと。自分の中で、これはやっぱりどないかせなあかんのちゃうかなという気持ちがある中で２回連続という形になったので、その辺はご理解いただきたいと思います。

令和６年度､それぞれ新たに取り組む施策、対策を説明してくださいという質問をさせていただきましたけど、結局のところ、あまり新たな取組みはないのかなと。今までからの継続、また、若干、指導要領等も変わった中での対応、そういうふうな印象です。

教育長にお聞きしたいんですけど、教職員の長時間労働、今のやり方でずっと。今までも一生懸命やってくれていたと思うんです。その中でまた令和６年度もそんなに変わりのない方針で取り組む。これで長時間労働を解決できると思いますか。その点、できるかできないか、教育長、ご見解をお願いします。

○議長（森下伸吾君）教育長。

○教育長（今田　実君）できるかできないかということなんですけれども、私としてはできるように持っていきたいと、それは考えております。

先ほど壇上からは述べませんでしたが、この２月、文部科学省から一定のアナウンスが出たことがあります。それは何かといいますと、例えば小学校であれば、１時間の単位は45分です。それを５分短縮して40分にすることが可能になる。ただし、総時間数は変わりませんよということなんですけれども、年間でいうと85時間分ぐらいを、学校の裁量によって校時程を変えることができるような取組みをしてもいいよということを検討し始めるということなんですけれども、私自身がそれ聞いたときにどう思ったかというと、これは先ほどからテーマになっている働き方改革につなげるものに持っていくことができると、そんなふうに感じました。

そこで、学校に対しては一緒にこのことについて、校時を考えるようなことを一緒にやっていきましょうと。枠組みをどうにか変えることによって、１日の先生方の自分の業務に充てる時間を生み出しませんかというような提案をしたところです。

これについては、具体的な協議については今後になるんですけれども、せんだってからの校長会でそのことを私から提案したところです。そういった意味で、変えていこうということをとにかくしていきたいという思いは私も一緒であります。

○議長（森下伸吾君）14番　南出君。

○14番（南出昌彦君）思いは分かります。思いは分かりますけど、具体的な方策がなければ改善はできないと思います。

先生方の長時間労働、はっきり言って産業別の１週間の残業時間、他業界と比べてほんまに長時間の過密労働というのは、先生方はもうほんまに異常なんです。十分お分かりだと思います。

それをやっぱり考えていただかないと、多少の残業はというふうな形での考え方ではないと思うんです。教育委員会もそうなんですけども、本当に残業が多過ぎる。そんな中で多分、学校教育課等も結構しんどい目していると思います。学校をサポートするのに自分らが頑張らなあかんというふうな思いでされていると思います。

長時間過密労働、それと勤務日の休憩も多分取っていないんじゃないかなと思う。休憩も取っていないし、１か月４週あっても、どこか休みの日は学校へ出ていかなあかん。そ

れが当たり前みたいになっとると思うんです。

教育長とか私らの時代やったら、僕も若いときは８時、９時、10時まで仕事しました。それが普通やったとは言いませんけど、そういう中ででも何か感じるものがあって仕事をしてきたんであろうと思います。

でも、今の時代はそうではないんじゃないかなと思います。いろんな取り巻く環境が変わっています。そういう中で教育長は、今、新たな取組みを提案しましたとおっしゃっていただきましたけど、果たしてそれで本当に大幅な改善がされると思いますか。

○議長（森下伸吾君）教育長。

○教育長（今田　実君）なかなか大幅な改善というところまではいかないと思います。教員もほかの労働者も一緒ですけれども、１日７時間45分の勤務の中で、学校でいうと、例えば６時間授業があったとしましょう。ほな残りの時間はどれだけでしょう。その中でいろんな業務をしていかなければなりません。

教員には４％というプラスアルファ、残業代ですよね。そこに乗せられている、そういった仕組みもあります。けれども、これに「してもいいよ」と言われている業務は四つしかありません。橋本市立の小・中学校でいうと、一つはこれ高校に当てはまることなので、三つしかないんです。

具体的に言うと、職員会議の時間であるだとか決められたことに対しての校務。本当にこれはもう制度として決められたことにしての校務。それと非常事態のときの仕事、これしかないんです。それ以外のことについては、割り振りをしないとその業務は命じることはできませんと言われています。その内容についても三つしかありません。

ということになれば、７時間45分の中で授業時間を除いた時間をどれだけ増やすことができるかということが一つのポイントになります。

そういったことで先ほどの提案をしたわけなんですけれども、それは大幅な改善にはつながらないかもわかりませんが、プラスアルファとして教員の１日の仕事の業務を少しでもすけていくというような取組みも、県も国も提案しながら、少しずつプラスアルファということで学校に人が入るようになってきています。そういったことを積み重ねていくことが大事なことであります。

中の事務手続きのことであるだとか、そんなことについては大分そぎ落とすところはそぎ落としてきています。ですから、あと残りはそういった枠組みをどうしていくかということで取組みを考えていかなければならないと私自身は考えています。

○議長（森下伸吾君）14番　南出君。

○14番（南出昌彦君）大幅な改善はないというご答弁やったのかなと思います。大幅な改善がないんだったら大幅な改善ができるように考えていくのが教育委員会じゃないのかなと私は思います。

長時間労働で教員の心身が疲弊している、もう本当にしていると思います。疲弊している、それが悪化すればするほど教育の質も低下するんです。そう思いませんか。

○議長（森下伸吾君）教育長。

○教育長（今田　実君）教育は人なりです。人の心が豊かであり余裕があってこそ、いろんなことに向き合っていくことができます。そういった観点からいうと、今、議員おただしのとおりだと思います。

私たちもそれを全力でサポートしていく体制を今の仕組みの中でどうにかできないか、少しずつでも積み重ねながらその枠組みを変えていくことはできないかと、そんなふうに考えております。

国のほうでも「公立の義務教育諸学校等の

教育職員の給与等に関する特別措置法」をどうするかだとか教育課程の組み方をどうするかということで、大きなことは考えてくれていますけれども、まだそれは私たちのところには届いていません。

けれども、同じような方向で考えられるところから取り組んでいく。それを重ねていく。そして、プラスアルファもう一個取り組んでいきたいと思っていることは、やっぱり先生の資質の話を今していただきましたが、先生の質を上げることでスキルアップして子どもと対応する、そういう能力を高めることで、いろんな未然に防げることがいっぱい出てきますので、そこからの余裕というのを持っていく必要があると思います。

ですから、先ほど言っていただいたような資質向上というのは本当に大切なことだと思います。

○議長（森下伸吾君）14番　南出君。

○14番（南出昌彦君）私、先生の質の話はしませんでした。教育の質の話をさせていただきました。

今の状態では、教育長もご認識いただいているとおり、なかなか心身の疲労を軽減できないわけですよね。全国学力テストも本市はあんまり芳しくないと思います、成績も。やっぱり先生の仕事というのは私たち若い時分からすばらしい仕事だなと、先生って尊敬できるなと、そんな気持ちでずっと先生というものを感じてきました。

しかし、今現在、現実を見てみますと、世間一般、今の時代、先生の仕事、先生というのは、仕事は人気がないんです。なぜ人気がないんだと思いますか。

○議長（森下伸吾君）教育長。

○教育長（今田　実君）人気があるないということに対して、私はちょっと答えるものを持っていないので、ちょっと答えづらいんですけれども、それぞれ人は自分のしたいことってたくさん、いろんな種類の仕事に就きたいと思っている方はおられると思います。それに対して人気があるないというのはちょっと私としては答弁できないので、お許しいただきたいと思います。

○議長（森下伸吾君）14番　南出君。

○14番（南出昌彦君）答弁しにくい質問をして、すみませんでした。

募集をしてもなかなか人が寄って来ないというような状況が現実かなというふうに思います。何も変えなければ、何かアクションを起こさなければ人は来ないと思います。本当に、職場環境が悪ければ悪いほど悪循環になりますし、１人の人がしんどくて休んだら、あとの人がカバーせなあかん。悪循環です。負のスパイラルです。

いろんな意味で、採用試験を募集しても人が寄ってこない。先生になる方が少ない。そして、職場ではなかなか厳しい職場環境の中で疲労がたまって休まざるを得ない。そういうような状況になると、非常に厳しい状況になると私は思います。

いろいろ考えていただいているとは思いますけど、私としてはやっぱりもっとスピード感がなかったら。先生方も日々必死で働いていると思うんです。国がこんな施策を、県がこんな施策をというお話を頂きましたけども、あと何が足らないんかということを、やっぱり教育長がリーダーですので、教育長が考えていただかないと。まず発信は、私は教育長かなと思います。

そして、校長先生にも呼びかけしていただいて、何とか働きやすい職場にということでつなげていっていただけなければ、やはり子どもたちのためにもなりませんし、先生方のやりがいもやはりトーンダウンしてくるというふうに思います。そういう意味で、どのよ

うにすれば働きやすい環境が整備できるのか、日々悩まれているというふうに思います。

いずれにしても、先生方の仕事というのは山ほどあると思います。何ぼやってもやっても山ほどあると思います。だから、結局、ちょっとの改善では、たくさん仕事がありますから、また仕事を見つけ出して、これももっとやらなあかん、あれももっとやらなあかんというふうに思って先生方は仕事を見つけて、子どものために教育のために頑張ってくれると思います。

だから、先ほど教育長も言われましたように、もっと体制を、しっかりした体制を考えていく、そういうことも大事なんじゃないかなというふうに思います。

そこで前回、私、提案させていただきました。いじめに対応する部署を学校外でつくったらどうかと。学校の先生が今一番、やはりイレギュラーで残業につながるのが多いのが、保護者対応であったりいじめ対応です。そういう意味で、やはりいじめの対応部署をしっかりと前向きに考えていただいて、一日も早いいじめの問題の解決、イコール学校の先生の残業を少しでも少なくできる方策につなげていっていただきたいなというふうに思います。

そういう中で、先生方の業務の負担を減らし、そして、いじめというのはスピード感が大事なんです。先生が何ぼ頑張っても、授業中は授業せなあきませんから。授業を放っといて別のことをするというのはなかなかしにくい、できにくいことやと思います。

そういう意味では、そういうところを補完できる、また、フォローできる部署というのは、仕事量の中ではやっぱり必要なことかなと私は思っております。その辺どうですか。

○議長（森下伸吾君）教育長。

○教育長（今田　実君）先ほども壇上からご答弁させていただいたように、そういったことを担うところについては、機構として考えていきたいと思っております。いじめをテーマとしたものだけではなくて、ほかのことも含めて、相談、そして研修の内容、いろんなことを先生方の相談に乗ってもらえるような、そんなところができればいいなと、そんなふうに思っておるところです。

ただ、いじめの件数、前回の議会でも話させてもらいましたが、数は多いという指摘も頂きました。けれども、その内容を見たときには、先生方が関わらな、絶対関わらなあかん、子どもを育てなあかん部分での内容というのが大半です。中には、やっぱりほかの機関と連携しながら取り組む必要があるものもあります。

だから、そこのところはきちっと精査した上で、学校は学校で子どもを育てることに向き合いながら、いじめのことに対しても。いじめと言われても、ちょっと何かされて嫌だと思ったことイコールいじめという定義ですから、そういったことに対しても、やっぱり教育的なところから先生方がそこは担ってもらわないと駄目です。

それ以外のところでこちらでサポートできるところについては、今の体制の中で取組みはしているんですけれども、それ以上に新たな、そういった、専門のということではないんですが、いろいろなことに対応できるような、トータル的なサポートができるような体制というのは必要だと私自身は考えておるところです。

○議長（森下伸吾君）14番　南出君。

○14番（南出昌彦君）先生にもできることは限界があるかなと思います。先生、学校でのできることというのはやっぱり、加害児童も被害児童もおって、どっちかだけにということはできないわけですよね。だから、人間関

係を修復する、そのことに全力を挙げる。そのことで問題が長期化する、複雑化する、そういうことにもつながります。

そういう意味では、教育長、今おっしゃってくれましたように､任せるところは任せる、そんなところがなかったら先生方はほんまにダウンしてしまうというふうに思います。

そういう中で私、12月の議会が終わったときに１個うれしかったことがあります。市長が寝屋川市の資料を持ってきてくれたんです。南出議員、寝屋川市がこんな取組みしとるよというふうに持ってきてくれました。教育委員会だけだけじゃなくて、やはり行政全体、学校外全体でもっと取り組む体制、そういうのが大事かなと思います。

学校設置者というのは地方自治体かなというふうに思います。そういう意味では、できたら市長、ちょっとご答弁いただきたいなと思うんですけど､地方自治体のトップとして、やはり学校設置者が地方自治体である限り、何かあったら橋本市も対応しなければならないという中で、今回、教育長とやり取りしておりますけども、市長、どのようなご意見をお持ちですか。

○議長（森下伸吾君）市長。

○市長（平木哲朗君）南出議員の質問にお答えします。

確かに、非常に難しい問題だと思います。私がなぜ教育・福祉の連携室をつくったのかというと、学校の子どもたちで助けられる部分、学校の先生もハートブリッジに相談してもらって、その負担を減らしていく。モンスターペアレンツとかいていますから、やっぱりそういうのを学校の先生にはあまりやらせたくありませんし、そして、いろんな相談をハートブリッジにつないでいく。ヤングケアラーもそうですし発達相談もそうですし、いろんなことが今どんどん学校からハートブリッジへ相談業務がたくさん来ていて、逆にハートブリッジの人間が足らんようになってきたなという、もう今、いろんな問題の相談が重なり過ぎて、なかなか難しい側面もあると思います。

先ほど13番議員も、今度、高齢者の支援を職員でやるようにという話がありましたけど、どれぐらい職員入れたらええのというように、職員の数を増やすと､政策的投資ができなく、もう固定費ばっかりになってしまうという問題もあると思います。

ただ、こっちの職員がやっぱり学校と連携するというのはちょっとなかなか難しいので、教育長にお願いしているのは、やっぱり教育委員会の中でいじめとか学習の問題というのは考えてもらうのがベストであると。それに対する、もし支援が必要であるのであれば、予算もつけていきたいなと思います。

ただ、先ほどから、やっぱり学校の制度というのはもう随分昔にできた、４％つけて学校の先生には残業はつけないよという、この制度自体をやはり国に見直してもらって、やっぱりそこのところからまずやってもらうという､国の考え方も変えてもらう。若干､今、始まりかけていると思います。

もう一つは、ひょっとしたら時間外をつけるのが一番目立ってええのかなという気もします。ただ、なかなか職員にそれをあたらすということは非常に難しい部分もあると思います。

ただ、教育長が言われるように、やっぱり現状を少しずつ変えていくということも考えていく必要があるのかなと。今年も校長会と仕事始め式のときにお話ししたんですけど、もう一回、学校の仕事というのをゼロベースで考えて、子どもたちのために何が必要になるのか、どういう業務を優先して進めなあかんのかというところを校長会にも考えてくだ

さいよと。

今のままでは教師が疲弊するに決まっています。そういうことのないように、やっぱり教育というところをいっぺんゼロベースで、例えばドリルを作らなあかんとか指導方針を決めらなあかん、あるいは、学習のこまでこんな授業をするというのであれば、ＩＣＴとかＤＸを使って、どこかの学校は国語でこういう３年生の授業向けのものをつくりなさいとか、そういう学校同士の連携というのも考えていく必要があるのかなというふうに思います。

私たちとしてもできるだけ早く進めたい気持ちは十分に持っていますけど、これは長らく続いてきた制度の中をどう変えていくかというところをこれからもしていきたいと思いますし、非常勤講師については市もしっかりと予算をつけながら、子どもたちの学習支援等には努めてまいりますので、少し時間を頂きながら、国にもまた、文部科学省にも行ってお話をしてきたいなというふうにも思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（森下伸吾君）14番　南出君。

○14番（南出昌彦君）市長にそこまで言われたら、お願いしておきますと言うほかないです。

教育長も本当に気持ちは一緒やと思います。１日でも早く泣いている子どもを泣きやむようにしてあげてほしい、また、１日でも早く、学校の先生のしんどさをちょっとでも軽減してあげてほしい、その気持ちは皆さんと変わりないと思います。

どうかこれからも、大変やと思いますけど、私たちもできることは協力しますので、しっかりと対応のほどよろしくお願いいたします。

質問を終わります。

○議長（森下伸吾君）14番　南出君の一般質問は終わりました。

この際、14時10分まで休憩いたします。

（午後１時54分　休憩）

―――――――――――――

（午後２時10分　再開）

○議長（森下伸吾君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番４、15番　辻本君。

〔15番（辻本　勉君）登壇〕

○15番（辻本　勉君）それでは、一般質問を行いたいと思います。

今回は１月に元旦から能登半島地震がありましたので、そのことを一点だけやろうかなと思っておりました。ちょうどいい機会なので改めて、みんなに災害について改めて考えてほしいなという思いで行います。

質問に入る前に、まずは、能登半島地震で亡くなられた方々、２月末現在で石川県で死者が241名、不明者７名という、この亡くなられた方々に対して安らかなご冥福を心よりお祈り申し上げたいと思います。

また、復興がかなり遅れておるということで、これも大変大事なことなので、一日も早い復興を願っております。いまだに、昨日もニュースでやっとったんですけども、２月末現在で支援が届きにくい在宅避難者が石川県で4,500人以上おられるということで、本当に早く復興してあげなくてはならんのかなという思いが強いです。

それと、本市としては早々に支援チームを派遣していただきました。消防が一番早かったと思うんですけども、消防と危機管理室、建設部、上下水道部、医療チーム、いろんなところから早急に早々に支援に行っていただきまして、本当にありがとうございます。ご苦労さまでした。まだまだこれから支援が続くわけでありますけども、頑張っていただきたいなと、このように思っています。

それでは、一般質問に入ります。

今後発生するであろうと言われている南海・東南海地震等に対する本市の防災行政、災害対策についてであります。

1995年１月17日発生の阪神・淡路大震災から、2004年には新潟県中越地震、2011年３月11日は最も大きい災害、東日本大震災、2016年４月14日から16日の熊本地震、そして、本年の2024年１月１日発生の能登半島地震と、大きな地震が続いております。それで甚大な被害が発生しております。

さて、私たちの住む和歌山県も他人事ではありません。既に報道されているように、次の南海地震、東南海地震発生の可能性は年々高まっていて、今後30年以内に南海地震が発生する確率は40％程度、東南海地震は50％程度と言われています。さらに、東海地震と合わせて三つの連動というのが危惧されております。

また、それと併せて、本市の北部では中央構造線がありまして、この辺も連動しますと四つが連動した地震が発生する可能性もあろうかと思いますので、大変な事態になろうかなと思っています。

今までの地震が発生した場合には、今回と同じように熊本にも行っていただいたし、いろんなところへ支援に行っていただいておるので、今までの地震を教訓として災害に備えていかなくてはなりません。

本市の防災行政について、避難所運営、備蓄品､インフラ整備､木造住宅耐震改修など、いろいろな現時点で考えられる準備といいますか備えが必要であります。現時点での状況を詳しく、そして、今後の取組みについてお尋ねしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（森下伸吾君） 15番　辻本君の質問、今後発生するであろうと言われている、南海･東南海地震等に対する本市の防災行政(対策）に対する答弁を求めます。

危機管理監。

〔危機管理監（廣畑　浩君）登壇〕

○危機管理監（廣畑　浩君） 今後発生するであろうと言われている、南海・東南海地震等に対する本市の防災行政（対策）についてお答えします。

まず、避難所についてですが、災害発生時には、市職員、施設管理者、避難者が拠点避難所を開設・運営するための手順を定めた避難所運営マニュアルに基づき、運営することとしています。

また、発生時に避難所運営を円滑に進めることができるよう、避難所開設訓練を地域と合同で開催しており、今年度は隅田中学校と東家体育館において訓練を行いました。これらの訓練には､危機管理室の職員だけでなく、避難所従事職員及び災害時に避難所運営班として従事する職員も参加しています。

避難所は地域や避難所が主体となって運営をしていただくことになるため、今後も引き続き、地域と共にこうした訓練を行っていきます。

次に、備蓄品については、橋本市災害備蓄計画に基づき､計画的に備蓄を進めています。能登半島地震において現地で不足していた毛布や飲料水の備蓄状況は、毛布が本年３月末で8,160枚、備蓄率は52.5％、飲料水については500ミリリットル換算で８万9,184本、備蓄率は95.5％です。

備蓄については自助･共助を基本としつつ、生活必需品及び応急対策に必要な資機材を迅速かつ計画的に進めていきます。

インフラ整備については、地震発生時における円滑な救急・救援活動、緊急物資の輸送にとって不可欠な緊急輸送道路の確保が優先されるため、和歌山県や管内の建設業者等と

協力しながら早期の通行確保に努めます。

また、現在、本市では市道の橋梁長寿命化を優先して実施しており、今後は緊急輸送道路等、優先順位の高い道路の橋梁耐震化を進める必要があります。

水道については、基幹管路の耐震適合管率が約40％であり、今後も老朽化した施設の更新を進め、耐震化率の向上を図っていきます。

下水道についても、下水道管路の耐震化率は約57％であり、今後も重要な幹線管渠などを優先して定期的に点検調査しつつ、改築に合わせて耐震化を図っていきます。

最後に、木造住宅耐震改修についてですが、平成16年度から令和５年度１月末時点までの無料木造住宅耐震診断件数は791件、木造住宅耐震改修工事件数は131件となっており、令和２年度末までの本市における木造耐震改修化率は80％となっています。

また、木造住宅耐震改修促進に向けての取組みとして、平成30年度以降、これまで2,660戸の住宅に対し戸別訪問による啓発活動を行ってきたほか、耐震相談会の開催などを行っており、今後も引き続き住宅耐震改修等の必要性の周知を行い、住宅耐震化率の向上を図るよう努めていきます。

本市では、いざというときに備え、ソフト面、ハード面の両方から庁内が一体となって、なお一層、災害対策を進めていきます。

○議長（森下伸吾君） 15番　辻本君、再質問ありますか。

15番　辻本君。

○15番（辻本　勉君） 答弁を頂いたので、答弁に対する再質問というのはもうないんですが、本市もずっと以前から災害に備えて、和歌山県は特に地震の危険性があるということで、本市は津波はほとんど影響はないかなと思うんですけども、地震等に対して、備蓄から始まっていろんな備え、準備をやっていただいておると思うんですけども、準備をやっていただいても、なかなか100％というわけにはいきませんし、災害が発生すれば、今、能登半島でもそうですが、備蓄はあっても避難所によっては全然、毛布や水が足らないというところもあるし、場所によっては余っているところもあるということで、実際、地震があったときに現場でどのような対応をしていくかという、職員の方の活動とかがよっぽど大変大事かなと思うんですけども、そういうことで、取りあえずは備蓄はそれなりに計画に基づいてやっていただいたり、耐震化等もインフラ整備もやっていただいたらいいと思いますので、今までどおり、予算の許す限りでできるだけ取っていただいて頑張っていただきたいなと、このように思っています。

答弁に対しての質問はないんですけど、防災行政の観点からいきますと、二点ほどやっておきたいなと。

備蓄とかいろんな問題についてはあとたくさんの議員がやられておりますので、詳細についてはそちらのほうで質問等をしていただいて詰めてもらったら結構だと思います。

そんな中で私のほうからは、特に本市、和歌山県の中でも本市は地震というものに大変敏感になっておるんではないかと思うので、マグニチュード７強以上の地震が発生した場合、今どこでも７ぐらいの地震が発生しているので、被害予測というのはどうなんでしょうか、やられとるんかということと、令和６年度で防災ラジオ、戸別受信機の配付は予定されておるんで、この辺の配付時期とか方法について、この２点についてお教え願いたいなと思います。

○議長（森下伸吾君） 危機管理監。

○危機管理監（廣畑　浩君） ただ今のご質問にお答えいたします。

一点目の、マグニチュード７程度以上の地

震が発生した場合の被害予測でございます。和歌山県では大きな影響を及ぼすであろう地震の一つとして、東海・東南海・南海３連動の地震を想定しております。これについてのシミュレーションが県から出ておりまして、その想定では、岩盤のずれを規模を基に計算するモーメント・マグニチュード、これ8.7でございます。最大震度は６弱以上の揺れとということを予測しています。

これに基づく被害予測としましては、建物被害で全壊・焼失棟数が26棟、半壊の棟数が310棟となっています。人的被害としましては重傷者が１名、軽傷者が49人、死者はないという予測になっております。

避難所での避難者につきましては、地震発生の翌日は52人と予測しておりますけれども、１週間後には5,600人まで増加するという見込みとなっております。

それから、戸別受信機についてのおただしでございます。配付方法とスケジュール、これについて申し上げます。

戸別の受信機に関しましては各１世帯、希望する世帯に対して１台ずつ配付させていただく予定でございます。スケジュールは来年度、今年の４月の下旬をめどにしまして、橋本市に住民票のある全世帯に対しまして、戸別受信機の配付を希望されるか否か、こういった確認の書類を送らせていただきます。配付を希望される世帯に対しましては、６月以降、順次、民間の配付事業者を活用しまして、各戸別に配付させていただく、こういった予定となっております。

以上です。

○議長（森下伸吾君） 15番　辻本君。

○15番（辻本　勉君） ありがとうございます。そこがかなり甘いというか、甘い感じを受けるんですけども、それはそれとして、これ本当にやばいというか、もうぼちぼち大きな地震が来るん違うかなという感じがやっぱりしてきましたね。

以前は南海・東南海地震、確率は何％とかよう言うとったんやけども、なかなかなかってよかったんですけども、ちょっと最近は結構、能登半島地震が起こってからも、千葉県沖でスロースリップということで、あそこは全然違いますけども、要素が違うんですけども、そういうことも起こっていますし、いよいよ南海・東南海地震がやばいんかなという気もするんで、その辺も含めて今後きちっとした備蓄についてもやっていただきたいし、それと、今回、早々にいろんな部署から能登のほうへ支援に出向いていただいとるんで、今までいろいろ勉強もしていただいておるんですけれども、能登で学んだこと、直近なので、能登で学んだことをやっぱり災害時に忘れないでそれを生かしていく。そういう職員の対応というのか、地域住民もそうですけども、職員の対応によっては全然変わってくるんで、その辺をやっぱり経験を生かして、対応をきちっとやっていただけたら一番ありがたいんやがと思っています。

それと、今、防災の観点、無線、戸別の受信機なんですけども、希望者ということなんで、以前よりは大分安くなっていますけども、かなり高価なものなんで無駄なことはしたくはないと僕も思うんで、希望を聞いていただいて出していただいたらいいんですけども、今は要らんけども、もう後で欲しなったなという人があれば速やかに出してあげる、追加で出してあげるという対応だけは取ってもらえておいたらありがたいなと、そのように思っています。

ないにこしたことはないんですけども、もうかなり古くというか、南海・東南海地震もそうですし、特に東南海地震なんかは1944年、昭和19年12月７日にマグニチュード7.9で発

生しとるんです。もうちょうど80年になります。だから、かなりやばいかなという気もするんで、その辺の対策をきちっとやっていただけたらありがたいと思いますので、よろしくお願いしておきます。

これで終わります。

○議長（森下伸吾君）15番　辻本君の一般質問は終わりました。

暫時休憩いたします。

（午後２時27分　休憩）

―――――――――――――

（午後２時28分　再開）

○議長（森下伸吾君）再開いたします。

順番５、10番　垣内君。

〔10番（垣内憲一君）登壇〕

○10番（垣内憲一君）それでは、一般質問をさせていただきます。

今回も２項目。

１、消防団の確保について。

消防団員は非常勤特別地方公務員として、市民の身体、生命、財産を守るため、市内で発生した火災、風水害等、多岐にわたり活動いただいています。令和６年１月１日に発生した能登半島地震においても、消防団の活動として避難所の誘導や救助など重要な役割を果たしています。

こうした状況から令和６年２月６日付で総務大臣から書簡が発出され、制定から10年を迎えた「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の理念の実現に努めるよう通知されました。そのためには、依然として減少が続く消防団員を確保し、十分な体制を構築していくことが不可欠で、今後危惧される南海トラフ地震等の大規模災害に備えるためにも、消防団の確保が重要な問題です。

本市における消防団員の条例定数、現在の消防団員数及び消防団員確保のためどのような取組みを実施しているか、お伺いします。

二つ目、災害時の備蓄食糧について。

令和６年１月１日に発生した能登半島地震では240人以上の方がお亡くなりになられ、今なお多くの方が避難生活を続けています。被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

橋本市でも中央構造線による地震が起これば市内で震度７の揺れが予想されますが、橋本市で備蓄している食糧について、備蓄数や種類、また、何日分を備蓄しているのか、備蓄状況についてお伺いします。

以上、よろしくお願いします。

○議長（森下伸吾君）10番　垣内君の質問項目１、消防団員の確保に対する答弁を求めます。

消防長。

〔消防長（永井智之君）登壇〕

○消防長（永井智之君）消防団員の確保についてお答えします。

本市における消防団員の条例定数は585名で、令和６年２月29日現在の実員は557名です。現在、一定の消防団員数は確保しているところではありますが、定員に満たない分団もある状況です。

消防団員確保のための取組みといたしまして、市内10分団の個々の分団に依頼し、地域に根づいた市民に直接お声かけいただきながら人材を確保しつつ、ホームページや市民課の窓口封筒への掲載、ポスターの掲示により入団募集広報等を実施しているところです。

今後もより一層、各地区消防団と情報を共有するなどして、入団促進に取り組んでまいります。

○議長（森下伸吾君）10番　垣内君、再質問ありますか。

10番　垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。

消防団員の確保の取組みとして、各分団長が地域の皆さんに声かけしていただいたり、

橋本市のホームページ等で入団募集するということで、ほかの市町村と比較した消防団員数の充足状況及び女性消防団員の入団人数について教えてください。

○議長（森下伸吾君） 消防長。

○消防長（永井智之君） お答えします。

橋本市における消防団員の充足率は95.38％、女性消防団員数は２名となっています。和歌山県内には30の消防団がありまして、県内消防団員充足率の平均は90.89％となっています。

女性消防団員につきましては、現在、県内30消防団中23市町村の消防団に合計347名の女性消防団員が入団しております。

以上です。

○議長（森下伸吾君） 10番　垣内君。

○10番（垣内憲一君） ありがとうございます。

橋本市はほかの市町村に比べ、消防団員の充足率は平均を上回っているように思いますが、女性消防団員はちょっとほかの地域と比べたら少ないかなと思うんですけども、また、私の身の回りで、消防団員に入りたい、ですけども入団方法が分からないというような声をよく聞くんですけども、本市としてどのように消防団員の確保のために対策を進めていますでしょうか。

○議長（森下伸吾君） 消防長。

○消防長（永井智之君） お答えします。

現在、消防団員が28名欠員となっていることを踏まえまして、条例定数585名を確保するために、消防団員の欠員が生じている分団を重点に入団促進を図ってまいりたいと思います。

また、入団促進に際しては男女区別することなく、入団希望者にも入団方法が分かりやすく、広報はしもとやホームページ及びＳＮＳ、ＬＩＮＥ、フェイスブック等を活用させていただきながら、消防団の活動、消防団員の功績に対する表彰等についても市民の方にＰＲしながら、消防団員の確保に努めたいと考えます。

以上です。

○議長（森下伸吾君） 10番　垣内君。

○10番（垣内憲一君） ありがとうございます。

今、消防団員の功績に対する表彰と言っていただきましたけども、どのようなものがございますでしょうか。

○議長（森下伸吾君） 消防長。

○消防長（永井智之君） お答えします。

消防団員の受賞できる主な表彰といたしまして、橋本市市長表彰、和歌山県消防協会総裁表彰、和歌山県知事表彰、日本消防協会会長表彰、消防庁長官表彰、報賞などがあります。これらは、消防団員を長く務められた方で成績が優秀な団員の方が対象となります。また、長期間従事され退団された方で、成績が特に優秀な方には叙勲が授与されることもあります。

以上です。

○議長（森下伸吾君） 10番　垣内君。

○10番（垣内憲一君） ありがとうございます。

私も今年の出初め式いうんですか、参加させていただきまして、たくさんの方々が表彰され、本当すごいなと思いました。これだけの消防団員の皆さんが橋本市民のために頑張り、功績を残されたことに感謝しかございません。ありがとうございます。

昨日も消防総合訓練の見学に行かせていただきましたけども、できれば予算を取っていただき、年に２回ぐらい消防団の広報なんかも作って、各消防団員の紹介、ふだん見られない格好いい、昨日かって消防いろいろある活動してくれている、ああいう格好いいところを載せていただいたら、大人ももちろん、未来の橋本市を担う子どもたちが、僕も私も消防団員になりたいと、身近なスーパー戦隊

のヒーローになるんかなというのを、昨日見とってちょっと思わせてもらったんですけども、子どもたちがやっぱり消防団の方をヒーローに思った場合、家でも、お父さん、お母さん、お父さんお母さんもああいうスーパーヒーローになってほしいということで、子どもから消防団に行ってもらえれへんかという、そういった意見も言われたら、親御さんらも行かなあかんのかなとか思って消防団に入団してくれるんかなと思うんですけども、こんな取組みも入れながら、消防団員の充足率100％をめざしてほしいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（森下伸吾君）消防長。

○消防長（永井智之君）お答えします。

消防団の方は他の本業も持ちながら、いざというときには自らの危険を顧みず、日頃の火災の活動や大規模災害時の住民の避難誘導、救助・救出活動に尽力していただいております。このことから考えても消防団は地域の防災のリーダーであって、地域の安全と絆を守る身近なヒーロー、女性の方もおられますのでヒロイン、というふうに思っております。

地域の安全・安心に欠くことができない消防団活動について、まずは広く認識、評価されることが、消防団員の処遇改善や今後の消防団員の確保につながるものと考えています。

今後は、特に入団者数の減少が著しい若者や女性に向けた広報を推進するために、若者が触れる機会の多いＳＮＳ、消防本部も動画等を配信したりすることもやっていますので、ＳＮＳなどを活用させていただいて、まずはそこから始めて、入団促進という広報をより一層充実させていきたいなと考えています。

以上です。

○議長（森下伸吾君）10番　垣内君。

○10番（垣内憲一君）どうもありがとうございます。昨日も消防訓練のほうを見に行かせていただいたときも、周りで小さな子どもを連れたご家族が見に来てくれたりとかしていましたので、本当にヒーローに、本当に橋本市民の人命とかを守ってくれる本当にヒーローやなというのは思わせてもらいました。

何か、昨日、何にも、いつもと同じ、いつもと同じと言うたら怒られますけども、訓練を見させてもろとったんですけど、何か知らんけどほんまに涙が出てきて、何か知らん何か感動させていただいて、物すごくいつもと違う目線で、今回これ一般質問をさせてもらうこともあったんか分からへんけども、何か本当にそういう思いで見させていただいたことに対して、よかったなと、いつもほんまに守ってくれとんやなという、ほんまに感謝でちょっと込み上げてきて、また何かしらん、今もこみ上げてきたけども、またこれからもいろんな形で消防団の募集のほうを進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

一つ目を終わらせていただきます。

○議長（森下伸吾君）次に、質問項目２、災害時の備蓄食糧に対する答弁を求めます。

危機管理監。

〔危機管理監（廣畑　浩君）登壇〕

○危機管理監（廣畑　浩君）災害時の備蓄食糧についてお答えします。

本市では橋本市備蓄計画により、目標とする備蓄食糧数を定めています。この計画は、橋本市地域防災計画において、中央構造線断層帯地震が発生した場合の被害想定の中で最大避難者数を２万2,211人としており、各種備蓄品の計画数量はこの人数を算定基礎としています。

食糧は災害発生後３日目までの分を、市民、橋本市及び和歌山県がそれぞれ１日分ずつ備蓄するという和歌山県の「地震災害対策のための備蓄基本計画」に基づき備蓄しており、

本市では企業との協定等で調達が可能と考える流通備蓄量を30%、市で備蓄する１日分の食糧を70%として計画しています。

例えば、本市が備蓄する１日分のアルファ化米の目標数量は、最大避難者数２万2,211人の70%の３食分で４万6,643食です。本年２月末時点での備蓄量は４万3,039食で、備蓄率は92.3%となります。なお、備蓄している食糧の品目は、アルファ化米、パン、米粉うどん、クッキーです。

以上です。

○議長（森下伸吾君） 10番　垣内君、再質問ありますか。

10番　垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。

それでは、また幾つか再質問させていただくんですけども、先ほどの答弁において備蓄食糧の種類を説明いただきました。アルファ化米など、主に大人の被災者を想定されて備蓄されているように思うんですけども、では、子どもに特化した備蓄している食糧とかはございますでしょうか。

○議長（森下伸吾君） 危機管理監。

○危機管理監（廣畑　浩君） ただ今のご質問にお答えします。

乳幼児用に粉ミルクを66人分の３日分として２万800グラム、アレルギー対応の粉ミルクも３日分で609グラム備蓄しています。これらの商品はいずれもスティックタイプのものになります。

また、保育園やたんぽぽ園においても災害時に備えて、アルファ化米689食分のほか、少量ではありますけれども、煎餅缶やハヤシライスも備蓄しております。

○議長（森下伸吾君） 10番　垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。

様々な方が被災されることが予想されますので、今後もいろいろなことを想定しながら、幅広く備蓄するようにお願いします。

次に、今回の能登半島地震でも水道の復旧に時間がかかっております。先ほどもほかの議員のほうがおっしゃってくれていましたが、橋本のほうからも救援のほう行っていただいたということで感謝申し上げます。

そこで、本市における飲料水の備蓄状況について教えてください。

○議長（森下伸吾君） 危機管理監。

○危機管理監（廣畑　浩君） ただ今のご質問にお答えします。

備蓄している水は本市の水道水を利用した３年保存の「橋本の水」と10年から12年保存できる備蓄水を、今年度末で500ミリリットル換算で８万9,184本を備蓄することとなり、95.5%の備蓄率となります。

○議長（森下伸吾君） 10番　垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。

地産地消の観点から橋本の水を使って備蓄してくれていることがよく分かりました。

本当に体の水分が不足すると、熱中症とか脳梗塞など様々な健康障がいのリスクの原因となります。災害関連死を防ぐためにも、命をつなぐ水の確保に今後も継続して努めていただきたいと思います。

では、４万食を超える食糧や９万本に近いペットボトルの水は、どのように備蓄されていますでしょうか。

○議長（森下伸吾君） 危機管理監。

○危機管理監（廣畑　浩君） 水の備蓄についてお答えをいたします。

食糧につきましては旧西部中学校備蓄倉庫に保管をしています。飲料水につきましては、市内43か所の拠点避難所の防災倉庫、それから、旧西部中学校の備蓄倉庫、大野配水池に保管をしています。そしてまた、今年度、あやの台に新しく備蓄倉庫を整備しましたので、今後は備蓄食糧も分散して備蓄するように努

めていきたいというふうに考えております。

○議長（森下伸吾君）10番　垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。できるだけ分散備蓄を心がけてほしいと思います。

というのも、阪神大震災、東北大震災の現場に救援物資を私自身運んだことがあるんですけども、確かに備蓄品は大きな施設で一括管理したほうが管理はしやすいですが、もし橋本市に大きな地震が来て、備蓄している施設が倒壊したり、また、橋本市って橋本というだけあって橋が多いというか川が多いというんか、そんなんで道路が寸断されたり橋が寸断されたら、備蓄品を施設に取りに行くことすら困難になります。

例えば、僕が思ったことなんですけども、各地区ごとに海上コンテナのような丈夫な倉庫を設置し備品を保管しておけば、少しでも早く被災者に備蓄品を提供することができますし、小さいですが丈夫な避難所として活用することもできます。

それと、震災とかなった場合はいろんなところから救援物資も頂くと思うんですけども、もし被災したら、全国からの物資を届けていただけると思います。災害時には地元運送会社に協力いただき、各避難所に移動倉庫としてトラックを使用すれば、あちらの倉庫、避難所に物資がなくなったとなれば、すぐに移動して運ぶことができます。

救援物資、東北の震災の行かせていただいたときにも、一部のところにはたくさんあって､ちょっと離れたところには全くないとか、それ見て思ったのですが、やっぱりトラックに例えば積んどけば、あっちに行けるとなったら、すぐ荷物を積んだまま行って、また帰ってきてとできるんじゃないかなと、そのとき感じたことを今ちょっと言わせていただいとるんですけども、そういうことを今後、提案させていただきます。

先日、橋本市身体障害者連盟の講演会「防災への第一歩　危険を知り、備え、行動する」に参加させていただき、障がい者の皆さん、障がい者を家族に持たれる家族の切実な思いを聞きました。

一般質問通告の後でしたので、今回はちょっと省かせてもらったんですけども、障がい者の避難所のことについてとか、避難訓練やってもらえれへんのかなとか、私たちは普通の物を食べることができますけども、普通の物を食べられないと言ったらいいんですか、やっぱり流動食とか、そういう人らのことも考えてよみたいなことをそのときに言われましたので、お伝えしておきます。

また、ちょっとこの画像を見てほしいんですけども。

これ「在宅避難のすすめ」といって、こういうパンフレットなんですけども、これ本当にいいこと書いてあると言ったらいいんですか。どういったものを準備しておいてくださいというチェックシートとか、いろいろ作ってくれてあるんですけど、これ危機管理室の若い職員がほかの地域のやつを橋本風にアレンジしてくれて作ってくれたようなんです。

私もこれ見させてもろたときに、思わずすぐにちょっとこれええわと思ってＳＮＳに載せさせていただいて、主な備蓄品って、こんなんを準備しておいてくださいねというのを書いてくれてたり、あと危険な場所、危ないところをここに書いてあるんですけども、また見ていただいたらいいんですけど、そういったことを分かりやすく書いてくれています。

それと何よりも、携帯電話とかパソコンが使える方には、一番見せたいやつ、これ東京備蓄ナビというんですけども、このＱＲコードを入れていただいたら、家族構成を入力して、年齢、大まかな年齢ですけども入力して

いただいたら、その家族でどんなものを備蓄しておけばいいかというので、詳しくというか、簡単に詳しく書いてくれていますので、こういったものも活用しながら、これからも市民の方にもやっぱり備蓄していただきたいなというのがあります。

今回、一般質問はこれで終わりなんですけども、災害はいつ起こるかも分かりません。まずは「自分の身は自分で守る」が大前提ですが、やはりふだんからの隣近所のお付き合いも大切で、ふだんから持ちつ持たれつの関係性ができていれば、いざというときもお互いに気にし合い助け合えるんじゃないかなと思います。

備えあれば憂いなしの言葉のとおり、平常時から十分に準備を引き続き進めていただきますようお願いして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森下伸吾君）10番　垣内君の一般質問は終わりました。

この際、15時５分まで休憩いたします。

（午後２時55分　休憩）

―――――――――――――――

（午後３時５分　再開）

○議長（森下伸吾君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番６、11番　岡本君。

〔11番（岡本安弘君）登壇〕

○11番（岡本安弘君）皆さま、こんにちは。新政会、岡本安弘でございます。

先日、市長杯のサッカーＵ－10の大会がございまして、昼から開会式があって観戦させていただいておったわけなんですけど、その際、日焼けしまして、ちょっと顔がひりひりして少ししゃべりにくいんですけれども、少し言い訳だけさせていただいておきます。

市長にもご臨席いただいて、祝辞を頂きまして、ありがとうございました。その際にも、ご祝辞の中で、なでしこジャパンにおける「山下の１ミリ」というような奇跡的なプレーがあるよというふうなお話も頂きました。何事にもやっぱり諦めない全力プレーが生んだ山下の１ミリでございます。

その山下の１ミリといかなくても岡本の５ミリぐらいにはなるように、しっかりと質問していきたいと思いますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

それでは、議長のお許しを頂きましたので、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

今回は大きな項目二つでございます。

１、小中学校の屋上防水などの状況について。

昨年12月に、私がＰＴＡの役員をさせていただいている応其小学校でエアコン設置の施工時に大規模な雨漏りが発生し、３階建ての３階の２学級、２階の１学級で児童の教科書などがぬれる被害があり、説明を受けました。

市内小・中学校の防水工事については、12月議会において同僚議員からも疑義がありましたが、被害が出ている以上、これからの学校の未来を考え、議会でも本格的な議論をしていく必要があると感じ、次の質問をいたします。

１、雨漏りについての内容、経過、被害の状況を説明願います。また、その際の修繕対応、児童、保護者への説明や被害補償についてお答えください。

２、市内の小・中学校の耐震、屋上防水対策の状況及び今後の計画についてお答えください。また、体育館等が別計画となっているものは、その旨補足してください。

また、計画公表の有無、計画の調整などについてお答えください。

３、本会議でも要望し実現した学校エアコ

ンですが、子どもたちにとって快適な教育環境となった反面、電気代が高騰し、予算が増大していると認識しています。現在は政府の原油高騰対策予算により抑えられていますが、未来の負担となるため、根本的には公共施設の電力は敷地内設置する太陽光パネルで自給自足を行うことができる施設整備が必要であると考えます。また、災害時には避難所にもなり得る学校においては、本来めざすべき姿ではないでしょうか。

現在の太陽光パネルの設置状況、今後の方針をお答えください。

大項目２、危険な空き家の対策について。

空家等対策の推進に関する特別措置法が令和５年12月13日より施行されました。また、法改正に合わせ、「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」「管理不全空家等及び特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）」など、市町村が空家等対策を推進する上で参考となる情報も国土交通省のホームページで公開されています。

橋本市においては、平成27年度から空き家等対策に関する様々な取組みを推進している中で、法改正に合わせて橋本市空家等対策プロモーション計画を策定するなど、空き家対策を推進させようとする積極的な姿勢が感じられます。

しかし、一方で、市内には多くの空き家等、特定空家等が存在しているのも事実であり、市民の方から何とかしてほしいという相談も受けています。

空き家を完全になくすことは不可能かもしれませんが、空き家に起因する困り事を１件でも多く解決していく必要があると考え、次の質問をいたします。

１、改正法が令和５年６月14日に公布されてから半年以上経過しましたが、改正法の施行に向けてどのような準備を進めてきたか、お答えください。

２、国土交通省の指針の中で、空き家等の発生の抑制、活用の拡大、適切な管理の確保、除却等の推進の四つの取組みを強力に推進する必要があると示されているが、市としてそれぞれどのような取組みを考えていますか。

以上、壇上からの質問を終わらせていただきます。明確なご答弁をよろしくお願い申し上げます。

○議長（森下伸吾君） 11番　岡本君の質問項目１、小中学校の屋上防水などの状況に対する答弁を求めます。

教育部長。

〔教育部長（堀畑明秀君）登壇〕

○教育部長（堀畑明秀君） 小中学校の屋上防水などの状況についてお答えします。

まず、一点目の、雨漏りの内容、経過、被害の状況についてですが、昨年12月に応其小学校校舎屋上における空調室外機の基礎工事を行っていたところ、シート養生をしていなかった日の夜に雨が降り、施工箇所の一部から漏水が発生しました。これにより、校舎３階の６年生と５年生、２階の３年生の教室とトイレ等における学習環境に支障を来したところです。

修繕対応や児童、保護者への説明、被害補償については、工事受注者による応急措置で再発防止を行った後、まずは児童と保護者の皆さまに多大なるご迷惑をおかけしたことを文書をもってお詫びしました。

経過としまして、雨漏りのあった教室においてはしばらくの間、代替教室で授業を行うとともに、雨漏りにより影響を受けた天井材、照明器具等の修繕及び児童の教材等については、工事保険により対応したところです。

次に、二点目の、市内の小・中学校の耐震・屋上防水対策の状況及び今後の計画について

ですが、耐震対策については、平成22年から25年にかけて、昭和56年以前に建てられた旧耐震基準の公立学校全てにおいて対策をしています。

屋上防水対策については、橋本市学校施設長寿命化計画に基づく長寿命化改良事業や大規模修繕工事に併せて対策をしていますが、外壁改修工事と併せて屋上防水工事を行っている学校もあります。これについては、施設の劣化状況等を踏まえ、順を追って取り組んでいます。

なお、体育館については個別の事業計画はありませんが、施設の劣化状況や国庫補助事業の活用を踏まえ、校舎の長寿命化改良工事と併せて改修工事を行っています。

次に、三点目の、現在の太陽光パネルの設置状況と今後の方針についてですが、現在の太陽光パネルの設置状況は、民間事業者に有料賃貸している場合を除いて、あやの台小学校のみとなっています。これは災害時を想定した蓄電機能設備を備えたものですが、余剰電力については小学校の消費電力に使用しています。

近年、電気代が高騰していることや、学校施設が災害時の拠点避難所に指定されていることから、太陽光発電設備や蓄電機能設備を併設するのが理想でありますが、設置場所の選定や高額な初期導入費用、維持管理費用などを要することも事実です。

今後の方針としましては、屋上に設置する場合を想定し、設備の耐荷重や防水施工を施した場所への架台固定、災害時の用途、長期的な費用対効果などを踏まえ、総合的に検討する必要があると考えています。

○議長（森下伸吾君）11番　岡本君、再質問ありますか。

11番　岡本君。

○11番（岡本安弘君）ありがとうございます。

またもう少し詳しく聞きたいんですけど、改修工事自体の施工管理についてはどうだったのかということなんですけど、ご答弁に、空調室外機の基礎工事において施工箇所の一部から漏水が発生したとありましたが、もう少し詳しく雨漏りが発生した要因等をお聞かせいただけたらと思います。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（堀畑明秀君）議員のおただしにお答えします。

今回、応其小学校校舎の屋上防水層に空調室外機を固定するために、直径１センチメートル、深さ５センチメートル程度の穴を開けました。通常の雨ではこの程度で雨漏りが発生することはありませんが、シート養生をしていなかったことのほか、屋上の排水口にコケや砂などが埋まっていたことで、そこから雨水がうまく排水されなかったこともあり、工事の穴から水が浸入し、雨漏りが発生しました。

○議長（森下伸吾君）11番　岡本君。

○11番（岡本安弘君）シート養生をしていなかったというのと、排水処理というかコケや砂がたまっていたことが要因という、いろんなことが重なってのことであると思うんですけど、その辺、起こってしまったこと、人的被害なのかしっかりと整備されていなかったのか、コケの処理なんかをしていれば、排水がしっかりできておればこういうことも起こらなかったのかなということも想定できるんですけど、それはあくまでも想定でしかありませんので、起こってしまったことよりも、雨漏りにより影響を受けました児童の教材、実際勉強されておった教材なんですけれども、工事保険により対応したというふうなご答弁があったわけなんですけども、対象児童やクラス数の必要な部分というのはしっかりと補償できたのかについてお答えいただけますか。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（堀畑明秀君）補償については、児童の教科書など必要な部分を弁償いたしました。雨漏りの被害に遭った教科書、図書館の本、学級文庫の本について、学校の先生を通して数の確認や新しい本の手配等についてのご協力を頂き、その支払いを工事受注者が行いました。

漏水でぬれた本については基本的に新しいものに取り替えさせていただきました。ただ、学級文庫の一部で廃版等で入荷できないものについては、代替品を学校に選定してもらい、取り替えさせていただきました。

○議長（森下伸吾君）11番　岡本君。

○11番（岡本安弘君）しっかりと補償はしていただいているんですけど、廃版になっている貴重な本とかもあったのかなというふうに思うんですけど、その辺も取り返しのつかないことになってしまっているし、これについて何とかしろよというようなこともさすがに無理なんですけど、しっかりとやっぱり説明もしていただいていると思いますし、家族の理解も得ているということなんですけど、起こってしまったことは仕方がないと思うので、今後同じようなことのないようにだけしっかりしていただかないと、子どもたちにも迷惑がかかりますし、学校自体、先生たちにもクラスを変えて授業したりというようなご不便もかけておるところですので、その辺、今この件に関していろいろ意見もあろうかと思うんですけど、今後のことをしっかりと考えていただいて、二度とこういうことのないようにだけ、しっかりと教育委員会としても業者ともしっかりと連携を取っていただいて、細心の注意を払っていただきたいと思います。

そして、次に再質問なんですけど、屋上の防水対策については長寿命化改良事業とか大規模改修等に併せて対策しているとのことなんですけれども、順を追って取り組んでいるというようなお答えでございました。その順番について、どのような方針で計画をされておるのか、令和６年度以降の順番が決まっているのであれば、少し教えていただきたいと思います。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（堀畑明秀君）屋上防水対策については、単独工事では国庫補助事業の対象外となります。長寿命化改良事業や大規模改修工事、あるいは外壁改修などと併せて対策しています。

学校保健安全法に基づく学校教職員からの目視点検により、ひび割れや亀裂などの連絡を受けて、建設部との現場確認などを行い、やはり劣化状況等により整備計画の順番を定めています。

令和６年度は隅田中学校の長寿命化改良工事の中で、体育館の外壁改修と併せて屋上防水工事を行う予定ですが、高野口中学校については劣化状況が激しいこともあり、市単独費で校舎の屋上防水を行う予定です。それ以降は現段階では未定となってございます。

○議長（森下伸吾君）11番　岡本君。

○11番（岡本安弘君）令和６年度は隅田中学校の長寿命化ですか、体育館の改修も併せて行う予定ということで、高野口中学校については劣化状況が激しいという同僚議員からのお話もありましたし、今後、長寿命化をしていくかどうかというところも議論の対象になってこようかと思います。

その辺はまだ現段階では未定ということでありますので、その辺しっかりと長寿命化を行う、また、新しく建てるのかというのもしっかりと議論していただきたいと思います。

それでは、続いて再質問なんですけど、太陽光パネルの設置についてお伺いするんですけど、設置場所を民間事業者にも有料で今、

貸しているというようなご答弁があったわけなんですけれども、具体的に何校にその場所を貸しているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（堀畑明秀君）民間事業者に有料で太陽光パネルの設置場所を賃貸しているのは２校でございます。

○議長（森下伸吾君）11番　岡本君。

○11番（岡本安弘君）ありがとうございます。柱本小学校と紀見東中学校ですか、今、２校で貸しているということで。

あやの台小学校については災害時も想定した蓄電機能設備を備えておるということですし、やはり学校というのは、学校施設というのは拠点避難所にも指定されておりますので、しっかりと自給自足できるような形で行うのが一番すっきりとするというか、するべきではないのかなと思うんですけど、２月に開催された小・中学校の橋本市未来プロジェクトということで、子どもたちから学校に太陽光パネルを設置してほしいというような提案があったというふうに聞いてございます。

積極的にモデル校のような形でもう１校、子どもたちの提案を生かした形で計画してみてはと思うんですけれども、その辺についてはいかがですか。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（堀畑明秀君）議員おただしのとおり、本年度の橋本市未来プロジェクトにおいて、太陽光発電に関するプレゼン提案が児童からありました。児童の皆さんも情勢を踏まえ、課題を自分事としてよく考えているなと感心した次第です。

その提案でもあったのですが、太陽光パネルの設置場所としては、やはり日当たりがよく障害物が少ない屋上スペースを有効活用すべきと想定しておりますが、技術的な課題などがありますので、様々な方面から検討したいと考えています。

○議長（森下伸吾君）11番　岡本君。

○11番（岡本安弘君）技術的な課題もあるのは重々承知ですので、その辺、子どもたちの意見というのも反映させていただきたいと思うんですけども、文部科学省のホームページを見てみますと、地球温暖化対策が喫緊の課題となっている中、建築物の省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入が求められています。学校施設においても屋根や外壁の高断熱化や高効率照明などの省エネ化、太陽光発電などの導入により、年間のエネルギー消費量の収支をゼロにすることを目的としたＺＥＢ化を推進することが重要であると考えますというふうにホームページでも公開されております。

近年、電気代の高騰も続いていることから、この際、国の補助事業なんかも活用するなどして検討してみてはどうかと思うんですけど、その辺をお伺いいたします。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（堀畑明秀君）事業計画を図るには、予算面において国庫補助事業の活用は欠かせませんが、やはりその前に、太陽光パネルの設置場所について技術上の課題を解決することが必要と考えています。例えば、屋上防水の更新や設備の耐荷重、パネルを支える架台の固定などを考慮して設計する必要があります。

校舎の屋上で防水工事を施したところは通常10年間の雨漏り等の保証がありますが、その場所に太陽光パネルを設置したことが要因でそこから雨漏りが発生した場合は保証が適用されません。そのリスクがありますので、設置場所については建設部と慎重に検討したいと考えています。

当然ここに初期投資に係る設置費用や維持

管理費用が必要となりますので、様々な面から検討していきたいと考えています。

○議長（森下伸吾君）11番　岡本君。

○11番（岡本安弘君）様々な条件とかリスクがあるというふうにはしっかりと理解しています。

先ほども言いましたように、子どもたちも子どもたちなりに橋本市の未来についていろいろ考えておって、橋本未来プロジェクトということでいろんな意見も出していただいておるところでありますので、その辺もしっかりと行政として酌んでいただきたいなというふうに思います。

長寿命化や大規模改修、そしてまた外壁改修などを計画する際には、やはり太陽光パネルの設置を想定した改修計画というのも作成していただくようにお願いしたいと思います。

やっぱり近年、地球温暖化が原因と見られる気候変動によりまして多くの災害が発生して、私たちの生活や生態系に大きな影響を及ぼしております。本市では気候が既に異常な状況であるとの危機感を市民と共有して、地球温暖化対策に取り組む決意として、令和４年３月10日に「橋本市気候非常事態宣言」というのも表明してございます。

市民の皆さまに地球温暖化対策への取組みにご理解やご協力をお願いするのであるならば、やっぱりその一つの試みとして温室効果ガスを排出しない太陽光発電を利用できるよう、今すぐとは言いませんが、太陽光パネルの導入を検討いただきたいというふうに思います。

これで、一つ目の質問を終わります。

○議長（森下伸吾君）次に、質問項目２、危険な空き家の対策に対する答弁を求めます。

建設部長。

〔建設部長（西前克彦君）登壇〕

○建設部長（西前克彦君）危険な空き家の対策についてお答えします。

まず、一点目の、改正法の施行に向けてどのような準備を進めてきたかについてですが、改正法に基づく計画として、新たに空家等対策プロモーション計画を策定し、法改正と同日に施行しました。また、空家等管理活用支援法人指定要領を策定し、令和６年２月15日付で１法人の指定を行い、空き家の管理・活用などについて、容易に相談できる環境整備に向けた取組みも進めてきました。

そのほかに、空き家活用と移住定住を一体的に推進していく取組みを検討するため、固定資産税納税義務者を対象にしたアンケート調査の準備も進めているところです。

次に、二点目の、国土交通省の指針で示されている空家等の発生の抑制、活用の拡大、適正な管理の確保、除却等の促進の四つの取組みに関して、どのような取組みを考えているかについてですが、発生の抑制の取組みとして、令和４年度から２年かけて、市内３地区をモデル地区として取り組んだ橋本市空家発生予防プロジェクトにより、関係事業者と連携した出前講座や意向調査などを実施しました。今後は出前講座の開催や相続準備のサポートなど、他の地域でも空き家の発生抑制につながる取組みを進めていきたいと考えています。

活用の拡大の取組みとしては、空家バンクの登録物件数や成約数の増加を図るため、はしもと空家ブログを開設し、長期間掲載しても成約に至らない物件の詳細な情報や、関連する制度や助成金等の紹介など、月１回情報発信しています。今後もこの取組みを継続するとともに、さらなる物件の掘り起こしに力を入れたいと考えています。

適切な管理の確保の取組みとしては、特定空家等の判断基準の見直し及び管理不全空家等の判断基準を作成するとともに、管理指針

の公開を行いました。今後は、積極的な現地調査による空き家の把握に努めるとともに、特定空家等や管理不全空家等に該当するものについては、所有者などに対し適切な管理を促したいと考えています。

除却の促進の取組みとしては、空家等対策推進助成金制度の活用促進を図るため、建物所有者死亡の要件緩和を行うとともに、長屋など複数名で共有している建物も助成対象とするなど、制度の見直しを行いました。今後は県の宅地建物取引業協会等と連携し、市だけでなく宅建業者窓口でも活用困難な場合の除却等を促すことができる体制を構築したいと考えています。

○議長（森下伸吾君）11番　岡本君、再質問ありますか。

11番　岡本君。

○11番（岡本安弘君）丁寧なご説明ありがとうございます。特別措置法が施行される前、また、現在においてもいろいろ対策していただいておるというのは重々承知しておりますので、その辺はしっかりと理解させていただいております。

それで、一点、教育委員会のほうに空き家対策、空き家についてということで一つ再質問をしたいんですけれども、教育委員会で橋本市通学路交通安全プログラムが策定されています。市内の中学校区を五つのグループに分けて、それぞれ２年に１回、合同点検を実施していただいておるところです。

その中でも適切に、ホームページにも載っておりますように、対応していただいているというのは重々承知しているんですけれども、その中で、児童生徒の通学路に面する空き家等が老朽化しておって、例えば瓦などが落ちてきそうなおそれがあるところについてなどは、通学路の交通安全プログラムにおいてどのような対応をしておられるのかについてお聞かせいただけたらと思います。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（堀畑明秀君）議員の再質問にお答えいたします。

橋本市通学路交通安全プログラムにおいて、これまで道路に面する老朽化した空き家が危険という報告を受けた事例はありませんが、今後そのような通報等が寄せられた場合は建設部と一緒に現地確認を行い、危険と判断した場合は児童生徒の通行そのものを避けるようにと学校を通じて注意喚起を行っていきたいと考えています。

また、近くに保育園やこども園などがある場合は、こども課を通して園に対しても、園外保育や散歩の際にその場所を避けることを伝えるようにしたいと考えています。

以上です。

○議長（森下伸吾君）11番　岡本君。

○11番（岡本安弘君）ありがとうございます。

橋本市通学路交通安全プログラムにおいては、これまで、今ご答弁いただいたように、道路に面する老朽化した空き家とかが危険という報告は受けた事例はないですよというお答えなんですけど、個別にもここが危険や、ここは危険ですよというような案件なんかは教育委員会にも入っていると思いますので、その辺はまた担当課とも情報共有してしっかりと対応していただきたいというふうに思うんですけど、その際でもどういうふうにするかというと、やっぱり対処的なところの指導でしかないと思うんです。

そうなってくると、所管としてどういうふうな対応を今後していくかというところなんですけど、市町村は管理不全空家とか特定空家の所有者に対して指導などの権限が与えられている中で、通学路に面する危険な空き家等について、近隣住民や児童生徒など通行者が危険で被害を受ける前に、所有者に早期対

応を積極的にやはり促すべきであるというふうに考えるわけなんですけど、その辺り、市の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（森下伸吾君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）周辺に悪影響を及ぼす特定空家については、災害その他非常の場合において緊急に除却・修繕などの措置を代執行することができるよう、緊急代執行の権限が法改正によって新たに定められました。

しかし、緊急代執行できるのは勧告に至った特定空家等に限られていますので、所有者の対応意思や空家等の危険度合いなどの状況に応じて、特定空家の指導・勧告を積極的に実施していきたいと、そのように考えております。

○議長（森下伸吾君）11番　岡本君。

○11番（岡本安弘君）そうしたときに、緊急代執行の要件に災害その他非常の場合というふうにあるわけなんですけども、災害以外の場合とはどういったものなのか、お聞かせいただけたらと思います。

○議長（森下伸吾君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）緊急代執行の要件のところですが､国土交通省の基本指針では、災害時だけでなく、公益性の観点から「非常の場合」が広く想定されており、通学路等で倒壊するおそれがある場合などが対象となります。また、災害の場合についても、災害時に限らず、災害後に大きく破損したなどの場合も対象となります。

○議長（森下伸吾君）11番　岡本君。

○11番(岡本安弘君)ありがとうございます。

本来は代執行ではなくて、所有者主導で解体などをすべきだと思うんですけども、その場合やはり、何らかの理由があって今すぐに解体できないという空き家なんかもあるというふうに思います。

そういう場合には通学路を利用する児童生徒の安全をやっぱり第一に考えたときには、行政によります代執行で危険を回避するという手段を取ることも考えないといけないのかなというふうに思っております。

しかし、一方で、何でもかんでも代執行をするというような、財源にやはり余裕があるわけでもないし、限りがあるわけでありますので、このような状況では今後、空き家対策をどのように考えていかれるのか、お聞かせください。

○議長（森下伸吾君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）行政による代執行のところですが、本市は平成29年度に県内初となる代執行を実施いたしました。行政としての負担の大きさをそのとき感じたわけでございます。

放っておいても市が何とかしてくれると所有者に思わせてしまうと、行政負担がますます増えることになります。そこで代執行以外の方法で解決する手段はないかと取り組んできたのが、空家バンク制度や空家発生予防プロジェクトや、相続財産管理人清算人の申立てによる不管理物件の流通、空家等対策推進助成金制度です。

１件１件物件の状況や解決手段は異なりますが、代執行に頼らず解決できる方法を探しつつ、緊急代執行が必要になることも考えられる場合に備え、指導なども進めていきたいと考えています。

また、危険な空き家を市が把握してから解体などの解決に至るまでは長期化することが多いので、空き家対策の担当課だけでなく道路担当とも情報共有しながら、必要に応じて注意喚起の看板設置や通行制限なども含めて対応していきたいと考えております。

○議長（森下伸吾君）11番　岡本君。

○11番(岡本安弘君)ありがとうございます。空き家になってから放置して危険空き家にな

る前に、やはり何らかの方策というか、持ち主の方にもお伝えしていただいて、空家バンク等にも登録していただく、それでまた利活用なんかもしっかりとしていけば管理不全空家にはならないのかなと思いますので、その辺もしっかりと、今、担当課としてもやっていただいておると思いますので、その辺も併せてまたお願いしたいと思います。

しかしながら、どうしてもいろんな諸事情で危険空き家になってしまうということもあるわけなので、その辺のときにも様々やはりサポートの体制というのを充実していけたらなと思うんですけど、やはり単純に解体費用の補助を充実させることも有効ではないのかなというふうに考えるわけなんです。

お隣の紀の川市では新たに、不良住宅に該当する空き家の除却補助制度を創設しておりまして、令和６年度から１件当たり最大100万円を補助する予定で、これは県内でも最高額だというふうにも聞いております。

空き家対策の先進地でもあると私は橋本市でも思っておりますので、これぐらいでといえばあれなんですけど、もう少し補助なんかも考えてはいいのかなと思うんですけど、その辺についてのお考えをお聞かせください。

○議長（森下伸吾君） 建設部長。

○建設部長（西前克彦君） 解体費用の補助のところですが、橋本市の基本的な考え方としましては、所有者にとっては解体費の負担が大きくても、その跡地の活用や売却により利益を受けることもあることから、空き家が必ずしも負の財産であるとは捉えておりません。

しかし、この考え方は全ての空き家に当てはまるわけではなく、借地の空き家であれば土地を売ることができないので単なる負の財産と考えられるほか、接道がなく再建築ができない場合や土地が狭い場合なども土地の売却益よりも解体費が大きくなることが多く、負の財産と考えられます。このような場合に限っては、空家等対策推進助成金制度により最大60万円を助成しています。また、解体費の捻出が困難な所有者に対しては、売却や譲渡を勧めております。

○議長（森下伸吾君） 11番　岡本君。

○11番（岡本安弘君） ありがとうございます。

100万円とまではいかなくても､推進助成金制度、最大60万円ということですので、その辺りもしっかりとコマーシャルをしていただいて活用していただきたいと思います。解体費の捻出が困難な方もいらっしゃると思うので、その辺、売却や譲渡というのもしっかりと勧めていただきたいというふうに思います。

それでは、また再質問ですけども、近隣の住民、また、通学路を通る子どもの保護者などの立場で考えますと、空き家の問題が解決されるまでは、解決に向けてどう動いているのかなど、いつになったら解決するとかが分からず、やはりずっと不安な状態が続いていると思うんです。

そのときにせめて、市を介して進捗を知らせたりとか所有者と直接連絡を取れるような連絡先を伝えたりできれば、また住民の方の不安なんかも和らぐのではないのかなというふうに思うんですけど、その辺についてのご見解をお伺いいたします。

○議長（森下伸吾君） 建設部長。

○建設部長（西前克彦君） お答えします。

必ずしも問題解決に直結するわけではありませんが、空家発生予防プロジェクトの成果の一つとして、所有者や管理者から市に対し管理者を届け出ていただくような取組みを進めております。届出の中で近隣住民や区長などへの連絡先提供の同意を得た場合は、市から近隣住民の方に空き家所有者の連絡先を伝えることができるようにしています。

このように、近隣住民から所有者に対し、

すぐに連絡を取ることができる体制を構築することで、近隣住民の不安を取り除くだけでなく、空き家の破損の早期発見など、修繕費用を抑えることにもつながります。

今後は、固定資産税納税通知書へのアンケートチラシの同封や市民課窓口での転出・転居等の手続きの際に促すなど、できるだけ多くの空き家の管理者把握や近隣住民と所有者との連絡体制の構築に努めたいと考えております。

○議長（森下伸吾君）11番　岡本君。

○11番（岡本安弘君）ありがとうございます。

どういうふうな話をして、今どういうふうになっているとかという進捗、そういったところとか、また、所有者のしっかりした連絡先なんかも区長なりに届けていただくことで、近隣の方も今どうなっているんやというようなこともしっかりと理解していただけますし、何かあればまたそういうご相談もできるようなことがあろうと思うので、その辺やっぱり不安の解消というところではしっかりとそういうことも、近隣の住民と所有者との連絡体制の構築というのもしっかりと努めていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げます。

そして、やはり通学路などに危険な空き家があって早急に対応が必要な空き家もあると思うんですけれども、それについてしっかりと担当課として今後も積極的に取り組んでいただきたいというふうに思うんですけれども、その辺の見解をお聞かせいただけますか。

○議長（森下伸吾君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）所有者の対応意思や空き家の危険度合いなどの状況に応じて、特定空家の指導・勧告を積極的に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（森下伸吾君）11番　岡本君。

○11番（岡本安弘君）ありがとうございます。

近隣の住民もそうですし、子どもたちの通学路でありますので、その辺はやっぱり早急に、連絡があった場合には、担当所管も教育委員会もそうですけれども、しっかりと連携を取っていただいて、危険のないように対応していただきたいというふうに思います。その辺はお願いをしておきます。

そして、最後になりますけれども、定例会の途中なんですけど、一言申し上げたいと思うんですけど、少しお時間を頂いて、この３月をもって退職されます土井総合政策部長、北岡経済推進部長、そして、廣畑危機管理監、堀畑教育部長、櫻井監査委員事務局長、そして、職員の皆さんにおかれましては、長きにわたって橋本市発展のためにご尽力いただきましたことを、高いところからではありますけれども、感謝を申し上げます。ありがとうございます。

長きにわたって橋本市発展にご尽力いただいた中で、３月末で行政業務から、第一線から離れることになりますけれども、今まで培ってこられました知識と経験というのは何事にも代え難いものでございます。その貴重な財産であります知識と経験を今後もまた橋本市発展のために、またお力添えを頂けたらと思いますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたけれども、長い間お疲れさまでした。ご苦労さまでした。

終わります。

○議長（森下伸吾君）11番　岡本君の一般質問は終わりました。

この際、16時まで休憩いたします。

（午後３時47分　休憩）

――――――――――――――

（午後４時00分　再開）

○議長（森下伸吾君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番７、12番　小林君。

〔12番（小林　弘君）登壇〕

○12番（小林　弘君）皆さん、改めまして、こんにちは。

本日最終になるでしょう、議長のお許しを頂きましたので、一般質問をさせていただきます。

一般質問に入る前に、私は今日、一般質問が回ってくると思ってなかったので、あしたや思うてたんですけど、明日で65歳の誕生日を迎えることになりました。この橋本市で1959年に生を受けまして、本日まで大きな病気もせず、これからも家族、特に妻には感謝を申し上げたいと思います。

議員になってからは議員の皆さま方、議会事務局の皆さま、そして市職員の皆さまにお世話になりながら約13年、無事に公務をこなせたことに対しましても、併せて感謝を申し上げます。ありがとうございます。今後ともよろしくお願い申し上げます。

質問に移らせていただきます。

大項目一つでございます。１、橋本市のシティプロモーションへの取組みについてでございます。

シティプロモーションの重要性は、少子高齢化や人口減少の加速的進行により一層顕在化しています。地方自治体は、個人はもちろん企業、団体からも選ばれる必要もあり、シティプロモーションの必要性はますます増大しているのが現状です。

そのような中、本市では令和４年度にシティプロモーション計画を策定し、市長のお話では、シティプロモーション活動は担当部署だけではなく全庁を挙げて取り組むべきとのことでした。

また、一番めざすところは定住人口の増加についてだと考えますが、私も東京の移住相談にもお邪魔させていただきましたが、本市では移住コンシェルジュを配置して、全国からたくさんの移住者を獲得すべく、コロナ禍でいち早くオンライン相談を取り入れるなど、また、大阪での市主催の相談会や移住イベントの参加など、積極的に行っていると聞いております。

そこで、以下の項目について質問をいたします。

１、シティプロモーションのその意義と橋本市としての役割をどのように考えていますか。

２、全庁を挙げての取組みのための意識づけや連携強化はどのように行っていますか。

３、移住コンシェルジュの成果として、直近の移住相談件数や移住者数はどうなっていますか。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（森下伸吾君）12番　小林君の質問、橋本市のシティプロモーションへの取組みに対する答弁を求めます。

経済推進部長。

〔経済推進部長（北岡慶久君）登壇〕

○経済推進部長（北岡慶久君）橋本市のシティプロモーションへの取組みについてお答えします。

まず、一点目の、シティプロモーションの意義と本市としての役割についてですが、住みたくなる、住んでよかったと思われる橋本市にするためには、子どもから高齢者まで市民の皆さま一人ひとりが輝き、活躍することのできる持続可能なまちづくりを進めていく必要があります。

そのため、シティプロモーションは、地域再生、観光振興、住民協働など様々な概念が含まれており、捉え方も多様ですが、本市のシティプロモーションで一番大切にしているところは、本市に住む地域住民の愛着度の形

成と考え、また、地域の売り込みや知名度を向上させていくことに意義があると考えます。

市としての役割は、本市の強みである子育て支援において庁内連携を意識、強化し、妊娠・出産・子育てをするにあたり必要な情報を、市内・市外の子育て世帯に届く仕組みづくりを行うことです。また、市民の満足度を向上させるとともに愛着度の形成を図り、市民が長く住みたいと思えるまちにすることだと考えています。

次に、二点目の、全庁を挙げての取組みのための意識づけや連携強化についてですが、シティプロモーションの必要性に気づくことを目的とし、令和３年度から研修やワークショップを行っており、本年度はより具体的な内容となるよう、全職員を対象に研修を行いました。

また、本市のシティプロモーションを推進していく上で庁内での連携が重要となってくることから、シティプロモーションに関係する課で構成したシティプロモーション庁内推進会議を定期的に行っています。

次に、三点目の、移住コンシェルジュの成果として、直近の移住相談件数や移住者数についてですが、平成28年度より移住コンシェルジュを配置し、移住相談や市内を案内するまち案内などを行っています。

移住相談件数については、令和３年度は延べ344件、令和４年度は282件、令和５年度は12月末時点で208件となっています。ここ数年の特徴として、都会で生活されている方がコロナ禍の影響によりテレワーク等により家で過ごしながら仕事ができるようになったなどの理由で、地方での生活を望む方の相談が増えています。

また、移住コンシェルジュを利用して本市に移住して来られた方は、令和３年度は９組20名、令和４年度は14組25名、令和５年度は12月末時点で３組８名となっています。なお、年度によりばらつきがあるのは、移住相談は１年間では完結せず、２年、３年と年度をまたぎ相談を受け、移住に至るケースが多いためです。

○議長（森下伸吾君） 12番　小林君、再質問ありますか。

12番　小林君。

○12番（小林　弘君） ありがとうございました。

この質問をするにあたり、橋本市シティプロモーション基本計画を拝読いたしました。その中で、情報発信、連携構築、資源の展開の三つのステージで取り組むとされていました。また、令和５年７月に三重県名張市議会議員が橋本市のシティプロモーションについて視察に来られたと伺いましたが、それも情報発信をされているからいらっしゃったのだと感じております。

まず、情報発信に重きを置いていると計画の中から分かるのですが、情報発信に対する取組みは現在どのような状況でありますか。

○議長（森下伸吾君） 経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君） ご質問にお答えします。

職員研修やシティプロモーション庁内推進会議を行い、職員それぞれが情報発信の大切さを再認識し、自身ができることなどを確認して、自主的にホームページの見直しや、紙媒体だけではなくてＬＩＮＥを利用した情報発信などを行い、着実に市民の皆さんに届く情報量が増えてきているのではないかなというふうに感じているところです。

また、子育て世代に対するアプローチを重点的に置くことによって、子育てホームページの活性化、それから最も大事な、部署を越えての連携を進めているというところです。

実際の声として、市民の方からは「ＬＩＮ

Ｅでのお知らせが本当に増えてきて便利になったよ」、庁内からも「ＬＩＮＥで配信することで申込み件数が増えた、伸びたよ」というような声が聞こえていきます。また、子育てホームページ「はぴもと」の閲覧数も、今年度については1.5倍に伸びているというような状況です。

○議長（森下伸吾君）12番　小林君。

○12番（小林　弘君）ありがとうございます。

続きまして再質問させていただきます。実際の市民向け情報発信については理解いたしましたが、子育て世代とは直接関係のない部署もあると思います。「全庁的に取り組み」と伺いましたが、そうなっていない部分もあると思いますが、その点はどうでしょうか。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）シティプロモーション自体がシティプロモーション課の仕事、経済推進部の仕事じゃないかというような声も、やはり今なお庁内にもある状況の中で、市長のほうから再々、そうであってはならん、庁内連携をしてしっかり取り組むようにというようなお話を頂いている中で、本当に多くの部署が関わり、今、進めているところです。

そういった状況を市内外、まだまだ知らない職員にも伝えるということで、庁内外の職員向けに現状の状況を、広報紙の発信というのを３月中に行いたいなというふうに考えています。そこでは、庁内研修でどんな声があったのか、それから、庁内推進会議でどんな議論をして、取組みの成果などを情報共有するというような予定をしています。

また、情報発信というのは子育て施策の情報発信のみではなく、職員一人ひとりが自分事として考えるということの必要性に気づいて、市全体としてターゲットを明確化して、伝わるまでを意識した情報発信、情報提供を取り組んでいくというふうに考えたいと思っています。

○議長（森下伸吾君）12番　小林君。

○12番（小林　弘君）ありがとうございます。

全庁を挙げての取組みとして、職員研修や庁内推進会議などをされているということでした。もう少し具体的に、内容、効果などを教えていただけませんか。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）令和３年11月に、係長級以上の職員及びテーマに関心のある職員を対象に、橋本市全体としてシティプロモーションに取り組む必要性、地域の魅力を再認識して、人や資源、情報を呼び込み、活性化につながる意識を持つきっかけとなるような目的として、関東学院大学の牧瀬先生をお招きして職員研修を行いました。

令和４年にはシティプロモーション計画を策定するにあたり、庁内の若手職員を中心としてワーキンググループをつくり、シティプロモーションの基礎的な考え方から始まり、橋本市シティプロモーション計画の方向性や施策案を専門家と共に検討して、成果発表を通して令和５年３月にシティプロモーション計画を策定してきたところです。

今年度は情報発信により重きを置いて、全職員を対象として、「橋本市におけるシティプロモーションのこれから」と題し、情報発信の専門家などを招いて職員研修を行いました。

職員研修後に見られた変容としては、ＬＩＮＥの配信数の増加や子育てホームページの活性化など、担当課だけでは解決できない課題を各課で連携して解決するとか、目に見える形で成果として現れてきているんじゃないかなというふうに考えています。

また、職員研修だけではなくて、今年度はシティプロモーション関係各課により、先ほども申し上げましたが、庁内推進会議という

のを３か月に１回程度開催しておって、その中でアクションプランの検討であったり、情報発信に関する課題であるとか、より困っているところの部署をどうやったらいい方向に持っていけるのかなどの情報共有を行っています。

会議の目的というのは様々なことがあるんですが、やはり通常業務の中で職員が自身の課では解決できないというようなことをなかなか口に出せないという状況があった中で、こういった会議を通じて積極的に質問とかをして、前に向いていこうというような、そういった意識が出てきて、そこでいろんなノウハウを共有できて、課題解決に向けて取り組んでいるというところです。

○議長（森下伸吾君）12番　小林君。

○12番（小林　弘君）どうもありがとうございます。ちょっと声が花粉でいかれてて、聞き取りにくいと思いますけど、すみません。

牧瀬教授の講義は議会でも議員研修の講師として来ていただきまして、拝聴いたしました。人口減少対策がメインテーマでしたが、もちろんシティプロモーションの重要性についても言及されておったのですが、記憶に新しいところでございます。

そこで、もう一点教えてください。職員研修を行った際の職員の反応などはいかがでしたでしょうか。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）情報発信というのは職員やったら当然のことやということのように考えがちなんですが、それでもまだできていない、そういう意識に慣れていないという職員がおるというのも事実です。

令和５年８月に職員研修を行って、直後の振り返りと、それから、12月に改めて４か月後の職員の変わりようというのを調査しました。職員の意識というのは、情報発信の実行状況について各課において進められているという様子が見られていますが、今までアプローチのできていなかった方に情報が届くようになっているんじゃないかなという、そんなふうにやっぱり実感できているというのが個々分かってきています。

一方で、時間がない、何を発信していいんか分からんというようなことも今なおありますし、来年度に向けての課題も見えてきているという状況です。もっと情報発信を手軽にできないかとか、そういった声も上がってきている中で、それぞれ得意である職員等がそうじゃない職員にいろいろ教えてあげたりとか、そういったこともしながら、庁内全体として機運を盛り上げているという状況です。

○議長（森下伸吾君）12番　小林君。

○12番（小林　弘君）ありがとうございます。

そうしたら、次に質問させていただきます。

移住相談を年間200から300件、また、移住者はばらつきがあるものの平均８から10組程度、橋本市のことを好きになり移住してくれているとのことですが、移住者が本市で住み始めたことで、その方々の感想や周囲への影響などはありましたか。

それともう一点、これからの移住施策で強化していこうと考えていることがあれば教えてください。よろしくお願いします。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）移住施策というのはどこの自治体でも取り組まれていて、本当に人の取り合いというような状況の中でのスタートラインですが、本市ではより早く取り組めたというようなことで、私たち職員も先進的に取り組んでいるという自負もありますし、関わってきた方が多い中で、様々な移住者の声というのも聞き取れているという状況があります。

そんな中で、移住された方の中には、本当

に地域のコミュニティというのを身近に感じることができて、周りの人がほんまに親切やというような声であるとか、子どもを連れて歩いていると知らない人でも声をかけてくれる橋本市の温かさがあるとか、伸び伸びと子どもたちが外で遊べるような環境が橋本市にはあるんじゃないかなというようなこと、それから、ちょっとしたことを相談させてもらうと、次に会うたときにはこんなふうにしたらいいんちゃうかとか本当に親身になっていただくというようなことが多いというような声を頂いています。

当然なんですが、橋本市は自然がいっぱいで、季節ごとに変わる風景が本当にいいなというような、そんな声も頂いています。

周囲への影響ということでは、本当に手に職を持って移住された方、例えばパン屋であったりデザイン関係の仕事であったり家具屋、イラストレーターの方などが、地元で仕事を通じて人とのつながりを行っているというのが、本当に新たに移住をしてこようとしている方に生の声を聞いていただくというようなことも再々持ちながら、何というんですか、それぞれが盛り上げていこうと､移住した方、私たち行政職員、それから地域の方全体が何とか盛り上げていこうというふうな、そんな感じがしているというような状況です。

先ほど議員もおただしありましたが、大阪や東京での移住相談でいろいろ対応していただいた方とか、関係者だけの関係というのも非常に情報共有するということで私たちも大事にしておりますし､いろんな関わった方が、今のこのＳＮＳの活用とかという中では、単に電話ではなくてメール等でいろんな、こういうところに引っ越したよとかそういった生の声を報告していただいたり、定期的に市に顔を出していただくとか、そんなような方も本当に増えているということになります。

強化ということについては、移住、それから田舎暮らしというワードが、コロナ禍を経て今まで以上に注目を集めてきているような状況です。どこの移住相談においても、実際にまちを見ていただくということが非常に大事だというふうに思っています。

四季を通じて橋本市に来ていただくとか、そういうこともやはり大事ですし、滞在をして橋本市を感じていただくというようなことも本当に増えているという状況があります。

移住相談、それからまち案内とコラボした支援、それから空き家住宅等の活用とか、そういったこともしっかり関係部署と連携を深めて取り組んでいきたいなと、そんなふうに考えています。

移住相談に来られる方の多くが、橋本市にこれまで来たことがないよというような方が半分以上おられます。観光でも来たことないんやけどもというような方。相談を受けた職員というのは、相談者にとっては橋本市で関わる最初の１人だという、そういうことは頭に置いて、安心感を持って相談していただけるよう、日々担当者は研さんしていますということです。

○議長（森下伸吾君）12番　小林君。

○12番（小林　弘君）部長、ありがとうございました。本当に、シティプロモーションという言葉は近年特に耳にするようになり、市の担当者も大変頑張ってくれていると感じております。

今回、一般質問をさせていただくにあたり私なり勉強したところ、目に見えない部分でも大きな努力をされていると気づきました。私は東京行ったときに東京のブースで市の職員が頑張っているところを見せていただいて、本当にうれしかったです。

一般的にプロモーションというのは、目を引く動画や広告を行い、自治体のことを宣伝

するイメージがあると思いますが、橋本市のシティプロモーションは、まず市民の方に橋本市を好きになってもらい､定住につなげる、そして、市内外に向けて、子育てのまち、住みよいまちという、もともと持っているポテンシャルのあった強みをより一層強めていく取組みだと理解しました。移住された方々からも感謝の言葉や、その後のお付き合いも続いていると伺い、本当に重要な施策であると再認識したところであります。

今後も、個人はもちろん企業や団体からも選ばれる橋本市により近づきますよう、横連携を生かし、市職員全員で認識を一つにし、一丸となって取り組んでいただきたいと思います。

本日はいい答弁をありがとうございました。終わります。

○議長（森下伸吾君） 12番　小林君の一般質問は終わりました。

○議長（森下伸吾君） お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ延会し、明３月５日午前９時30分から会議を開くことにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） ご異議がありませんので、そのように決しました。

本日はこれにて延会いたします。

（午後４時25分　延会）

地方自治法第123条第２項の規定により、ここに署名する。

議　　長　森　下　伸　吾
４番議員　梅　本　知　江
15番議員　辻　本　　勉